

# 滋賀県既存建築物耐震改修促進計画

平成 19 年 3 月

平成 27 年 4 月（改定）

滋 賀 県

# 1 計画概要

## 1.1 計画の趣旨

### 「住宅・建築物の耐震化」は最も効果的な地震被害の軽減対策です

平成7年1月の阪神・淡路大震災では、地震により多くの尊い命が奪われ、さらに平成16年10月の新潟県中越地震、平成17年3月の福岡県西方沖地震など大地震が頻発しており、大地震はいつどこで発生してもおかしくない状況にあるとの認識が広がっています。また、東海地震、東南海・南海地震等については、発生の切迫性が指摘され、ひとたび地震が発生すると被害は甚大なものと想定されています。

滋賀県は、これまで災害が少ない県と言われてきました。しかし、県内には多くの活断層が存在し、どこでも地震が発生する可能性があります。特に、琵琶湖西岸断層帯を震源とする地震や、東南海・南海地震の発生が心配され、地震調査研究推進本部<sup>※1</sup>による琵琶湖西岸断層帯の長期評価の公表では、今後30年以内の地震発生確率は、0.09%から9%とされており、最大値をとると我が国の主な活断層の中では高いグループに属し、発生する確率がかなり高い状況にあります。

平成17年9月に、国の中央防災会議において「建築物の耐震化緊急対策方針」が決定され、地震による被害軽減対策の中でも死者数軽減（半減）の最も効果的なものが、「建築物の耐震化」であるとの指摘がなされ、国においては住宅および特定建築物<sup>※2</sup>（学校、病院、百貨店、事務所などで一定規模以上の建築物）の現状の耐震化率を現在の75%から、10年後の平成27年度までに90%に引き上げることを目標とするという方針が出されました。

こうした目標達成のため、平成17年11月7日に「計画的な耐震化の推進」「建築物に対する指導等の強化」「支援措置の拡充」を柱とした「建築物の耐震改修の促進に関する法律」（以下「耐震改修促進法」という。）の改正が行われました。平成17年法改正に伴い、建築物の計画的な耐震化を図るため、国は建築物の耐震診断および耐震改修の促進を図るための基本方針を定め、県は基本方針に基づいた県の耐震改修促進計画の策定が義務付けられ、さらに市町においては市町の耐震改修促進計画の策定に努めるよう定められました。

本計画は、平成10年3月に策定した「滋賀県既存建築物耐震改修促進計画・同実施計画」の見直しを行い、国の基本方針を踏まえた県の新たな促進計画「滋賀県既存建築物耐震改修促進計画」を定めるものです。

※1 国の地震調査研究推進本部（地震調査委員会）調査／平成19年1月

※2 平成25年5月29日法律第20号による耐震改修促進法の改正（以下、「平成25年改正」という。）で、「特定建築物」が「特定既存耐震不適格建築物」と改称されるなど変更がありましたが、本

計画内で特にことわりがなければ、根拠法令、条項については、当初策定時点の法律に基づく内容としています。

## 1.2 計画の目的等

### 地震被害から県民の生命を守るため、今後10年間耐震改修を計画的に促進します

#### (1) 計画の目的

本計画は、地震発生時における建築物の倒壊等の被害から、県民の生命・身体および財産を保護するため、県と市町が連携して、県内の建築物の耐震診断および耐震改修を計画的に促進するための方法、および基本的な枠組を定めることを目的とします。

#### (2) 計画の位置付け

本計画は、耐震改修促進法第5条および国土交通大臣が定めた基本方針に基づき、滋賀県内の耐震改修の促進に関する総合的な計画として作成します。

具体的には、本計画の上位計画にあたる滋賀県地域防災計画に定められている事項<sup>※1</sup>を考慮し、防災上重要な建築物や公共施設の耐震化を重点的に推進するとともに、耐震性向上の必要性に関する知識の普及・啓発を行い、県内にある建築物の耐震診断・耐震改修の計画的な促進のための指針として位置づけます。

また、市町は国が定めた基本方針および本計画を踏まえ、各々の市町の区域内における建築物の耐震診断・耐震改修を促進するための施策を定めることとします。

※1 「滋賀県地域防災計画(震災対策編)」における「災害に強い基盤づくりの推進」のうち、「都市の防災構造化と建物等の安全化」における「公共建築物等の耐震化の推進」「一般建築物の耐震化の推進」ならびに「建物等に附属する施設等の安全性の向上」

#### (3) 計画の役割

本計画は、滋賀県、県内各特定行政庁（大津市、草津市、守山市、近江八幡市、東近江市、彦根市、長浜市）およびその他の市町、建築関係団体、建築物所有者、建築物技術者等がそれぞれの役割を果たし、互いに連携を図り、耐震改修促進法に基づき、既存建築物の耐震診断・耐震改修を促進するためのマスタープラン（基本計画）とします。

#### (4) 計画の期間

本計画の実施期間は、平成18年度から平成27年度までの10年間とします。

なお、本計画で定めた目標については、5年目に進捗状況の点検を行い、必要に応じて計画の見直しを行います。

## 2 建築物の耐震診断および耐震改修の実施に関する目標

### 2.1 想定される地震の規模、想定される被害の状況

#### 県内には発生確率が高く、深刻な被害が心配される活断層が複数存在します

本県において発生が指摘されている地震の規模、人的被害・建築物被害の想定を下表に示します。

特に深刻な被害が心配される「琵琶湖西岸断層地震」の発生確率（30年以内）は、最大値9%とされており、我が国の活断層の中でも発生確率の高いグループに属することから、緊急性が高い活断層として注視する必要があるとともに、花折断層帯、鈴鹿西縁断層帯、頓宮断層についてもその発生率の高さから今後注視することが求められています。

また、海溝型地震である東南海・南海地震の被害も心配され、県内の多くの市町が「東南海・南海地震防災対策推進地域<sup>※1</sup>」に指定されており、併せて注視する必要があります。

さらに、過去に地表で活断層が認められない地点において地震が発生したことがあったことから、これら以外でも地震が起きることを想定しておく必要があります。

※1 東南海・南海地震に係る地震防災対策の推進に係る特別措置法第3条



図表2-1 想定される地震の発生確率と規模 (国の地震調査研究推進本部・地震調査委員会／平成19年1月)

想定地震	発生確率（30年）	規模
琵琶湖西岸断層地震	0.09～9%	M7.8程度
花折断層地震	0.6%	M7.3程度
東南海・南海地震	50～70%	M8.5前後
湖北山地断層帯・北西部	ほぼ0%	M7.2程度
湖北山地断層帯・南東部	ほぼ0%	M6.8程度
野坂・集福寺断層帯	ほぼ0%	M7.3程度
三方断層帯（花折断層帯へ続く）	ほぼ0%	M7.2程度
柳ヶ瀬関ヶ原断層帯	ほぼ0%	M8.2程度
鈴鹿西縁断層帯	0.08～0.2%	M7.6程度
頓宮断層	1%以下	M7.3程度
木津川断層帯	ほぼ0%	M7.3程度

図表2-2 地震被害想定総括表

(第2次琵琶湖西岸断層帯等による地震被害予測調査／平成17年3月)

想定地震	発生時刻	建物被害		人的被害			地震火災	避難者数
		全壊棟数	半壊棟数	死者数	負傷者数	重傷者数	炎上出火件数	
琵琶湖西岸断層地震 〔ケース1〕	早朝	45,994	54,078	1,274	10,166	650	39	82,889
	昼間			857	7,941	511	93	
	夕刻			898	7,635	493	93	
琵琶湖西岸断層地震 〔ケース2〕	早朝	43,463	53,711	1,173	9,907	639	37	80,630
	昼間			851	7,389	474	87	
	夕刻			848	7,352	478	87	
琵琶湖西岸断層地震 〔ケース3〕	早朝	37,976	51,689	885	9,947	622	30	72,947
	昼間			676	7,604	469	73	
	夕刻			653	7,402	467	73	
花折断層地震	早朝	6,665	23,392	126	4,475	345	9	23,262
	昼間			94	3,416	267	19	
	夕刻			89	3,289	257	19	
東南海・南海地震	早朝	1,427	5,848	50	702	50	ほぼ0	5,336
	昼間			41	500	41	ほぼ0	
	夕刻			43	531	44	ほぼ0	

注1 重傷者数は、負傷者数の内数

注2 避難者数は、避難所生活者数の最大数

注3 東南海・南海地震については、中央防災会議の手法を基本に、計測震度と建物被害率との相関関係より算出

## 2.2 耐震化の現状

### 滋賀県の耐震化率は、住宅・特定建築物ともに約74%です

#### (1) 住宅

##### ① 住宅の耐震診断の状況

県は市町と協力して、平成15年度から耐震性能の低い在来木造住宅（昭和56年5月以前着工）の無料耐震診断「滋賀県木造住宅耐震診断員派遣事業」を実施しており、平成17年度からは、県内全ての市町で実施し、平成17年度末までの実績は約3,000戸に達しています。

診断の結果、「倒壊しない」「一応倒壊しない」と判定された住宅（上部構造評点1.0以上）が4.8%、「倒壊する可能性がある」「倒壊する可能性が高い」と判断された住宅（上部構造評点1.0未満）が95.2%となっています。

県内の地域特性を見てみると、特に湖東・湖北地域における住宅の耐震化率が低くなっています。滋賀県木造住宅耐震診断員派遣事業による診断結果の状況を以下に示します。

図表2-3 滋賀県木造住宅耐震診断員派遣事業による診断結果の状況

上部構造評点	判定	比率
0.7未満	倒壊する可能性が高い	78.9%
0.7以上1.0未満	倒壊する可能性がある	16.3%
1.0以上1.5未満	一応倒壊しない	4.6%
1.5以上	倒壊しない	0.2%

図表2-4 市町別の診断結果集計

市町名	0.7未満	0.7以上 1.0未満	1.0以上 1.5未満	1.5以上	合計	耐震性あり (1.0以上)	耐震改修が必要 (1.0未満)
大津市	312	129	32	0	473	6.8%	93.2%
彦根市	93	17	11	0	121	9.1%	90.9%
長浜市	128	24	8	0	160	5.0%	95.0%
近江/彦根市	94	29	7	0	130	5.4%	94.6%
草津市	139	61	19	1	220	9.1%	90.9%
守山市	356	21	3	0	380	0.8%	99.2%
栗東市	93	32	5	0	130	3.8%	96.2%
甲賀市	170	49	7	1	227	3.5%	96.5%
野洲市	86	12	3	0	101	3.0%	97.0%
湖南市	45	17	1	3	66	6.1%	93.9%
高島市	210	41	17	0	268	6.3%	93.7%
東近江市	162	16	16	0	194	8.2%	91.8%
米原市	170	11	2	0	183	1.1%	98.9%
安土町	44	8	3	0	55	5.5%	94.5%
日野町	15	2	1	0	18	5.6%	94.4%
竜王町	20	1	0	0	21	0%	100.0%
愛荘町	44	2	0	0	46	0%	100.0%
豊郷町	12	0	0	0	12	0%	100.0%
甲良町	12	1	1	0	14	7.1%	92.9%
多賀町	31	2	0	0	33	0%	100.0%
虎姫町	27	3	0	0	30	0%	100.0%
湖北町	14	1	0	0	15	0%	100.0%
高月町	10	0	0	0	10	0%	100.0%
木之本町	24	1	0	0	25	0%	100.0%
余呉町	9	1	0	0	10	0%	100.0%
西浅井町	17	3	0	0	20	0%	100.0%
合計	2,337	484	136	5	2,962		
構成比率	78.9%	16.3%	4.6%	0.2%	100.0%	4.8%	95.2%

② 住宅の耐震改修の状況

県は市町と協力し、在来木造住宅の耐震改修補助事業を21市町（P20・図表3-6）において実施していますが、耐震改修については、利用実績（図表2-5）を見る限り進展していない状況にあります。

図表 2-5 滋賀県木造住宅耐震・バリアフリー改修事業の実施実績

年度	平成 16 年度	平成 17 年度
実施棟数	1 棟	16 棟

③ 住宅の耐震化率

平成15年の住宅・土地統計調査を基に、国が示す耐震化率算定手法（住生活基本計画における成果指標）を用いて推計した本県における住宅の耐震化率は約74%であり、住宅総数※1436,300戸に対し、耐震性のある住宅は約321,000戸と推計されます。

図表2-6 住宅の耐震化率

		耐震性あり (平成15年度末の現状値：平成15年住宅・土地統計調査資料より)					
計		一戸建 (木造・防火木造)	共同住宅等	計	一戸建 (木造・防火木造)	共同住宅等	
①		③	①-③	②	S55以前:12% S56以降:100% 改修実績	S55以前:76.0% S56以降:100% 改修実績	
住宅総数	436,300	271,900	164,400	321,000			
昭和55年以前	160,400	125,300	35,100	45,100	15,000	300	
昭和56年以降	275,900	146,600	129,300	275,900	146,600	-	
住宅総数比率	昭和55年以前 36.8%						
	昭和56年以降 63.2%						
		耐震化率 ②/①= 73.6%					
		昭和55年以前 28.1%					
		昭和56年以降 100.0%					

※1 住宅総数とは、居住世帯のある住宅を示しており、空家等は除いている。

注1 昭和55年以前の耐震性ありの割合(12%、76%)は、国の推計値に合わせた。

注2 改修実績は住宅・土地統計調査(滋賀県)17表を参考とした。

注3 共同住宅等は、一戸建(木造・防火木造)以外の全てとした。

注4 昭和56年以降は全て耐震性能を有するものとした。

注5 網掛けの数値は、住宅・土地統計調査より算定した。(不詳戸数は、建築時期別戸数の比率により按分した)

注6 平成15年度央とは、平成15年10月1日を指す。

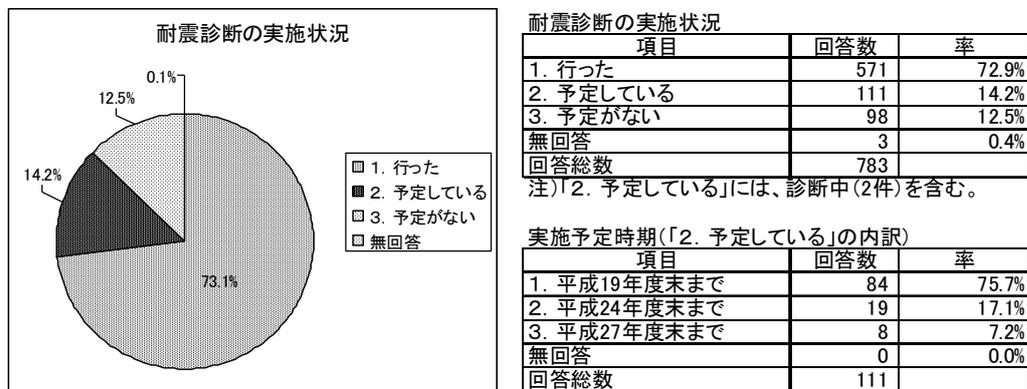
## (2) 特定建築物

### ① 特定建築物の耐震診断の状況

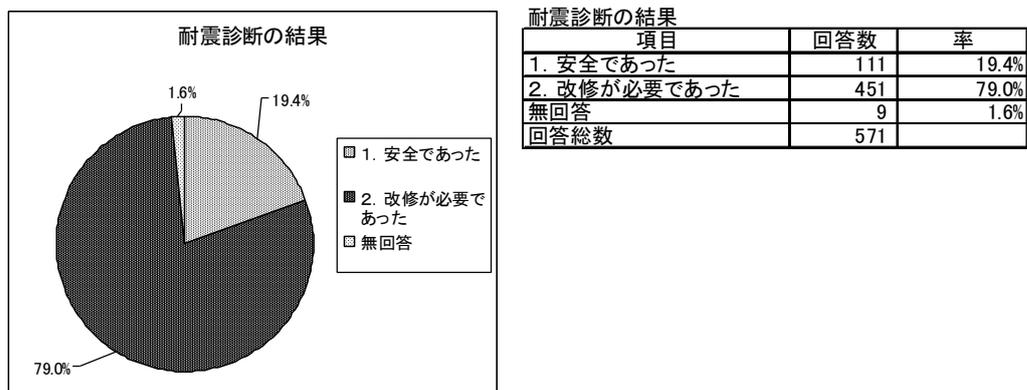
県は市町と協力して、平成12年度から特定建築物の耐震診断「滋賀県既存民間建築物耐震診断促進事業」を県内9市町(P20・図表3-6)で実施していますが、平成17年度末までに実施された建築物は3棟のみとなっています。

特定建築物(昭和56年新耐震基準以前の建築物)のうち公共建築物における耐震診断の実施状況は、耐震診断を既に実施しているものは73.1%となっており、耐震診断の結果「改修が必要」なもの、79.0%となっています。

図表2-7 特定建築物(公共)の耐震診断実施の状況(平成18年10月のアンケートより)



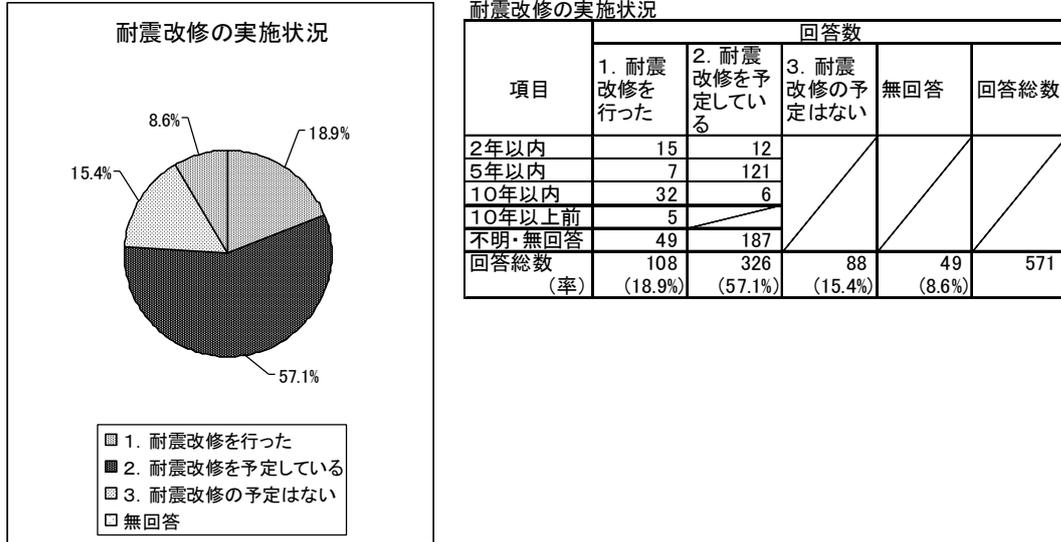
図表2-8 特定建築物(公共)の耐震診断の結果(アンケートより/平成18年10月)



## ② 特定建築物の耐震改修の状況

特定建築物のうち公共建築物における耐震改修の実施状況は、耐震改修を既に実施しているものは18.9%となっています。

図表2-9 特定建築物（公共）の耐震改修の実施状況（アンケートより／平成18年10月）



## ③ 特定建築物の耐震化率

特定建築物の耐震化率は、図表2-19に示すとおりであり、約74%となっています。

注1 本計画では国の目標設定の考え方に準じ、定められた用途や規模を満たすもの全て（建築基準法等の耐震関係規定に適合しているものを含む）を特定建築物として集計した。

## ④ 特定建築物の対象拡大

耐震改修促進法の改正により、特定建築物の規模要件を引き下げるとともに、危険物を取り扱う建築物、および道路をふさぐ恐れがある住宅・建築物が追加されました。

このことから、市町担当課の協力のもと、課税データ、建築確認台帳、消防査察データ、および現地調査により、追加された特定建築物の件数を調査しました。

### 1) 規模要件の引き下げによって追加された特定建築物数（法第6条1号）

法改正により追加された特定建築物のうち、規模要件の引き下げによって追加された特定建築物数は195件です。以下に用途別、公共・民間別の件数を示します。

図表2-10 規模要件の引き下げによって追加された特定建築物数（平成18年7月末現在）

	公 共			民 間	合 計	【法改正により拡大された特定建築物の要件】 ・避難弱者の利用する建築物の規模の引き下げ ・一般体育館は1階建てでも対象 ○幼稚園・保育所：2階・500㎡以上 ○小・中学校等：2階・1000㎡以上 ○老人ホーム等：2階・1000㎡以上 ○一般体育館：1000㎡以上（階数要件なし）
	国	県	市町			
幼稚園			25	9	34	
保育所			11	13	24	
小・中学校等		15	66	4	85	
老人ホーム等		1	4	14	19	
一般体育館			33		33	
合 計	0	16	139	40	195	

## 2) 危険物を取り扱う建築物数（法第6条2号）

法改正により追加された特定建築物のうち、危険物を取り扱う建築物数は619件です。以下に市町別の件数を示します。

図表2-11 危険物を取り扱う建築物数

（平成18年7月末現在）

市町	件数	構成比(%)	市町	件数	構成比(%)
大津市	146	24%	安土町	3	0.5%
彦根市	32	5%	日野町	5	0.8%
長浜市	19	3%	竜王町	10	2%
近江八幡市	21	3%	愛荘町	21	3%
草津市	20	3%	豊郷町	3	0%
守山市	40	6%	甲良町	3	0%
栗東市	27	4%	多賀町	3	0%
甲賀市	81	13%	虎姫町	2	0%
野洲市	25	4%	湖北町	2	0%
湖南市	64	10%	高月町	6	1.0%
高島市	0	0%	木之本町	2	0.3%
東近江市	77	12%	余呉町	0	0.0%
米原市	6	1%	西浅井町	1	0.2%
			合計	619	100%

## 3) 道路をふさぐ恐れがある住宅・建築物数（第6条3号）

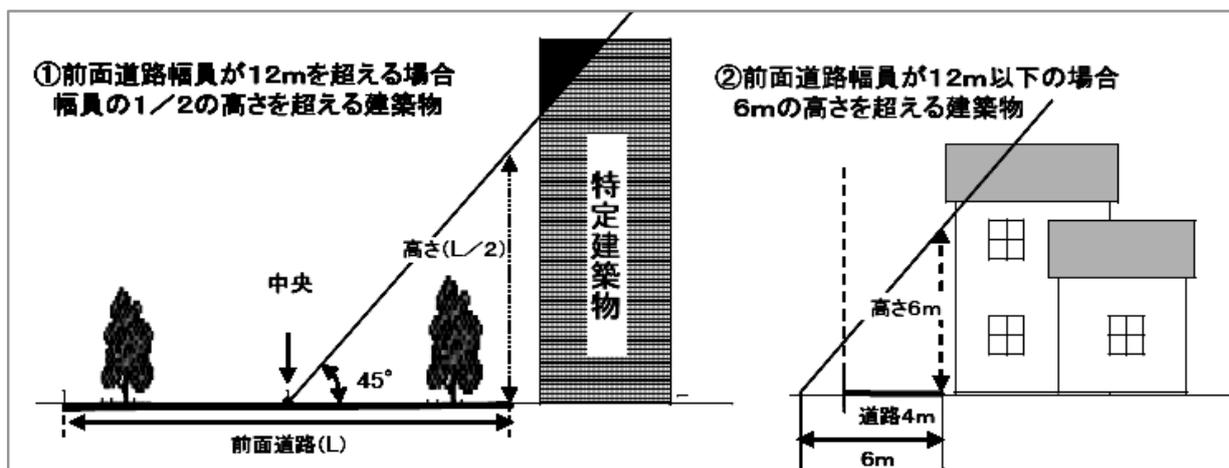
法改正により追加された特定建築物のうち、倒壊によって道路をふさぐ恐れがある住宅・建築物数（第1次・2次緊急輸送道路沿道）は105件です。以下に市町別の件数を示します。なお、避難路・通学路等沿道の道路をふさぐ恐れがある住宅・建築物については、今後、市町の耐震改修促進計画の中で定めることとします。

図表2-12 道路をふさぐ恐れがある住宅・建築物数

（平成19年2月末現在）

市町	件数	構成比(%)	市町	件数	構成比(%)
大津市	60	57%	安土町	0	0%
彦根市	18	17%	日野町	0	0%
長浜市	11	10%	竜王町	0	0%
近江八幡市	1	1%	愛荘町	0	0%
草津市	4	4%	豊郷町	0	0%
守山市	6	6%	甲良町	0	0%
栗東市	1	1%	多賀町	0	0%
甲賀市	0	0%	虎姫町	0	0%
野洲市	2	2%	湖北町	0	0%
湖南市	0	0%	高月町	0	0%
高島市	0	0%	木之本町	0	0%
東近江市	2	2%	余呉町	0	0%
米原市	0	0%	西浅井町	0	0%
			合計	105	100%

図表2-13 道路をふさぐ恐れがある住宅・建築物（国土交通省ホームページより）



図表 2-14 特定建築物の用途別耐震化状況（昭和 56 年新耐震基準以前の建築物）

法	用途	状況	公共	民間	合計
6 条 1 号	災害時に重要な機能を果たす建築物	対象建築物数（うち耐震診断状況不明建築物数）	84（ 82 ）	-（ - ）	84（ 82 ）
		耐震診断実施建築物数（うち耐震性あり）	55（ 4 ）	-（ - ）	55（ 4 ）
		うち耐震改修実施棟数	16	-	16
		建替実施棟数	3	-	3
		除去済み棟数	6	-	6
	庁舎等（市町村庁舎等）	対象建築物数（うち耐震診断状況不明建築物数）	791（ 721 ）	45（ 20 ）	836（ 741 ）
		耐震診断実施建築物数（うち耐震性あり）	621（ 35 ）	14（ 3 ）	635（ 38 ）
		うち耐震改修実施棟数	435	-	435
		建替実施棟数	29	1	30
		除去済み棟数	17	2	19
	学校（体育館含む）	対象建築物数（うち耐震診断状況不明建築物数）	13（ 12 ）	44（ 25 ）	57（ 37 ）
		耐震診断実施建築物数（うち耐震性あり）	3（ - ）	9（ 4 ）	12（ 4 ）
		うち耐震改修実施棟数	1	2	3
		建替実施棟数	2	1	3
		除去済み棟数	-	8	8
	病院診療所	対象建築物数（うち耐震診断状況不明建築物数）	14（ 8 ）	14（ - ）	28（ 8 ）
		耐震診断実施建築物数（うち耐震性あり）	8（ 1 ）	-（ - ）	8（ 1 ）
		うち耐震改修実施棟数	-	-	-
		建替実施棟数	-	-	-
		除去済み棟数	3	-	3
社会福祉施設等	対象建築物数（うち耐震診断状況不明建築物数）	902（ 823 ）	103（ 45 ）	1,005（ 868 ）	
	耐震診断実施建築物数（うち耐震性あり）	687（ 40 ）	23（ 7 ）	710（ 47 ）	
	うち耐震改修実施棟数	452	2	454	
	建替実施棟数	34	2	36	
	除去済み棟数	26	10	33	
小計	対象建築物数（うち耐震診断状況不明建築物数）	-（ - ）	141（ 57 ）	141（ 57 ）	
	耐震診断実施建築物数（うち耐震性あり）	-（ - ）	6（ 3 ）	6（ 3 ）	
	うち耐震改修実施棟数	-	1	1	
	建替実施棟数	-	-	-	
	除去済み棟数	-	25	25	
不特定多数の者が利用する建築物	対象建築物数（うち耐震診断状況不明建築物数）	1（ 1 ）	80（ 29 ）	81（ 30 ）	
	耐震診断実施建築物数（うち耐震性あり）	1（ - ）	1（ - ）	2（ - ）	
	うち耐震改修実施棟数	-	1	1	
	建替実施棟数	-	1	1	
	除去済み棟数	-	16	16	
店舗等	対象建築物数（うち耐震診断状況不明建築物数）	29（ 24 ）	21（ 7 ）	50（ 31 ）	
	耐震診断実施建築物数（うち耐震性あり）	18（ 3 ）	1（ 1 ）	19（ 4 ）	
	うち耐震改修実施棟数	5	-	5	
	建替実施棟数	-	-	-	
	除去済み棟数	-	5	5	
ホテル旅館等	対象建築物数（うち耐震診断状況不明建築物数）	30（ 25 ）	242（ 98 ）	272（ 118 ）	
	耐震診断実施建築物数（うち耐震性あり）	19（ 3 ）	8（ 4 ）	27（ 7 ）	
	うち耐震改修実施棟数	5	2	7	
	建替実施棟数	-	1	1	
	除去済み棟数	-	46	46	
劇場集会場等（美術館、博物館等含む）	対象建築物数（うち耐震診断状況不明建築物数）	13（ 10 ）	398（ 201 ）	411（ 211 ）	
	耐震診断実施建築物数（うち耐震性あり）	3（ 2 ）	33（ 12 ）	36（ 14 ）	
	うち耐震改修実施棟数	1	3	4	
	建替実施棟数	-	1	1	
	除去済み棟数	2	59	61	
小計	対象建築物数（うち耐震診断状況不明建築物数）	39（ 33 ）	337（ 142 ）	376（ 175 ）	
	耐震診断実施建築物数（うち耐震性あり）	15（ 1 ）	42（ 26 ）	57（ 27 ）	
	うち耐震改修実施棟数	5	11	16	
	建替実施棟数	1	2	3	
	除去済み棟数	-	29	29	
特定多数の者が利用する建築物	対象建築物数（うち耐震診断状況不明建築物数）	52（ 43 ）	735（ 343 ）	787（ 386 ）	
	耐震診断実施建築物数（うち耐震性あり）	18（ 3 ）	75（ 38 ）	93（ 41 ）	
	うち耐震改修実施棟数	6	14	20	
	建替実施棟数	1	3	4	
	除去済み棟数	2	88	90	
賃貸共同住宅等	対象建築物数（うち耐震診断状況不明建築物数）	95（ 91 ）	-（ - ）	95（ 91 ）	
	耐震診断実施建築物数（うち耐震性あり）	80（ 79 ）	-（ - ）	80（ 79 ）	
	うち耐震改修実施棟数	1	-	1	
	建替実施棟数	4	-	4	
	除去済み棟数	-	-	-	
小計	対象建築物数（うち耐震診断状況不明建築物数）	-（ - ）	621（ - ）	621（ - ）	
	耐震診断実施建築物数（うち耐震性あり）	-	-	-	
	うち耐震改修実施棟数	-	-	-	
	建替実施棟数	-	2	2	
	除去済み棟数	-	2	2	
6 条 2 号	対象建築物数（うち耐震診断状況不明建築物数）	3（ - ）	103（ - ）	106（ - ）	
	耐震診断実施建築物数（うち耐震性あり）	-	-	-	
	うち耐震改修実施棟数	-	-	-	
	建替実施棟数	-	-	-	
	除去済み棟数	-	1	1	
6 条 3 号	対象建築物数（うち耐震診断状況不明建築物数）	1,082（ 982 ）	1,804（ 481 ）	2,886（ 1,463 ）	
	耐震診断実施建築物数（うち耐震性あり）	804（ 125 ）	106（ 49 ）	910（ 174 ）	
	うち耐震改修実施棟数	464	18	482	
	建替実施棟数	39	6	45	
	除去済み棟数	28	147	175	
合計	対象建築物数（うち耐震診断状況不明建築物数）	-（ - ）	-（ - ）	-（ - ）	
	耐震診断実施建築物数（うち耐震性あり）	-	-	-	
	うち耐震改修実施棟数	-	-	-	
	建替実施棟数	-	-	-	
	除去済み棟数	-	-	-	

注1 この表は、平成9年度に作成した特定建築物台帳に、平成17年法改正で追加された特定建築物を追記したものを基に集計している。よって、対象建築物数は、平成9年時の特定建築物数と、平成17年法改正により新たに特定建築物となった建築物数の合算したものである。なお、耐震化の状況については、平成17年度調査および平成18年10月に実施した「公共建築物アンケート調査」の結果をまとめた。

## 2.3 耐震改修等の目標の設定

### 10年後の耐震化率を90%とする目標に向けて耐震改修の促進に取り組みます

平成17年9月、中央防災会議の「建築物の耐震化緊急対策方針」において、「平成27年までに、死者数および経済被害額を被害想定から半減させる観点から、住宅および特定建築物の耐震化率を少なくとも90%にすべき」とされました。

県はこの目標を踏まえ、国と同様に10年後の平成27年度末に耐震化率を90%とすることを目標として、耐震改修促進に取り組むこととします。

なお、公共建築物については、不特定多数の利用者が多いとともに、災害時の救助・避難拠点として重要な役割を果たす施設が多いことから、防災上特に重要な施設から耐震化を進めます。

また、その他の特定建築物については、建物用途や建物特性等によって耐震化率の水準に差があることから、全ての特定建築物について一律に耐震化率の向上を目指すのではなく、特定建築物の用途や立地条件を踏まえた耐震化促進の優先順位を設定し、効率的・効果的な施策展開によって、耐震化の促進を図ります。

図表2-15 国が示す住宅および特定建築物の耐震化目標

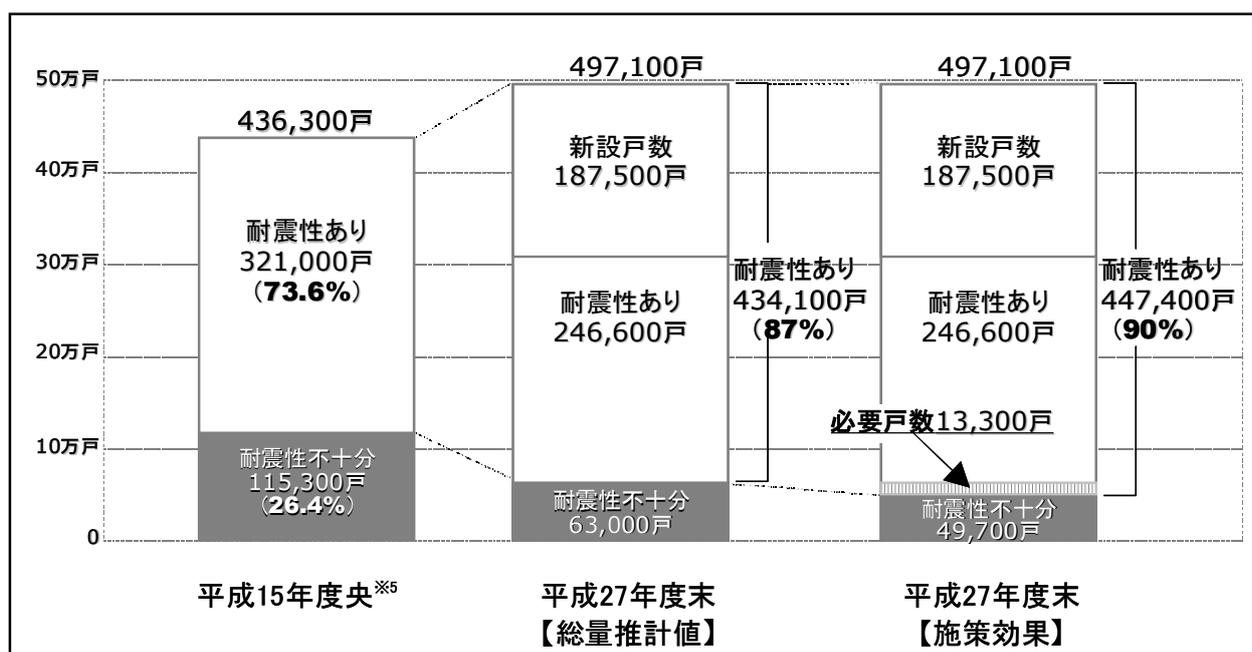
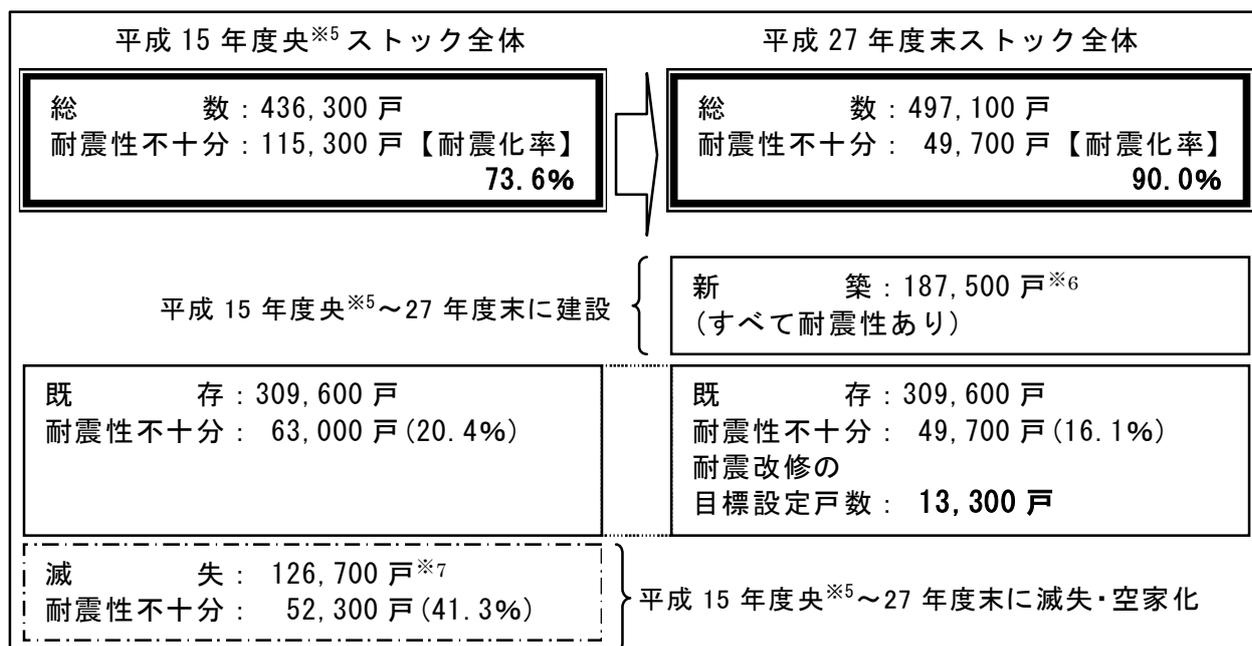
		平成15年推計値	平成27年目標
住宅の目標：耐震化率：約75% ⇒ 90%			
特定建築物の目標：耐震化率：約75% ⇒ 90%			
住宅 総数		約4700万戸	約4950万戸
うち耐震性あり		約3550万戸(75%)	約4450万戸(90%)
うち耐震性なし		約1150万戸(25%)	約500万戸(10%)
特定建築物 総数		約36万棟	約40万棟
うち耐震性あり		約27万棟(75%)	約36万棟(90%)
うち耐震性なし		約9万棟(25%)	約4万棟(10%)

### (1) 住宅の耐震化の目標

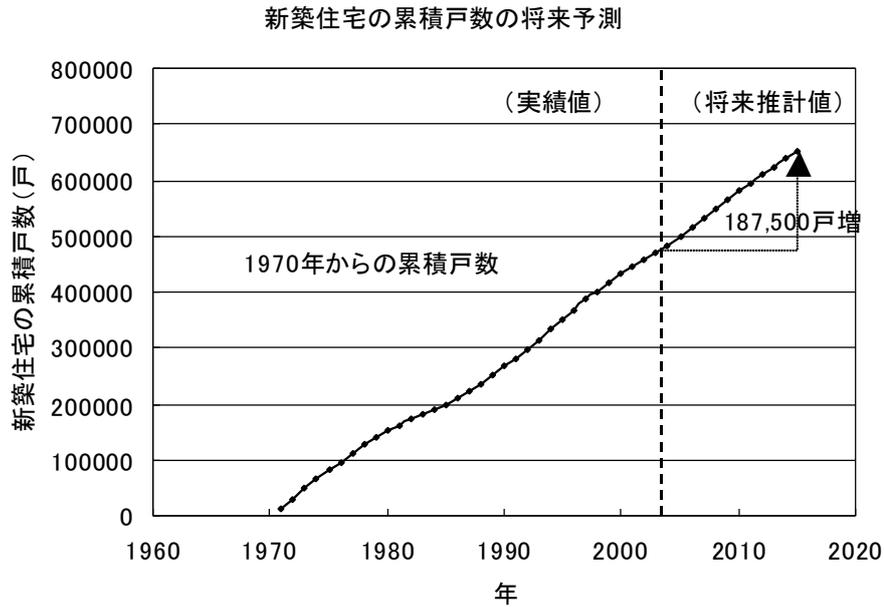
県内の住宅総数<sup>※1</sup>は、平成15年10月時点の436,300戸から、平成27年度末時点の497,100戸に増加すると予測されます。その内訳は、平成15年10月から平成27年度末までに、126,700戸の住宅が滅失し、187,500戸の住宅が新築されるものと推計されます。

平成27年度末の耐震化率を目標値の90%とするためには、13,300戸（1,480戸/年<sup>※2</sup>内訳として木造一戸建住宅：10,400戸、その他の住宅：2,900戸を想定<sup>※3</sup>）の耐震改修が必要となり、現状の耐震改修実績（720戸/年<sup>※4</sup>）と比較して約2.0倍のペースで耐震改修の実施件数を増加させる必要があります。

図表2-16 住宅の耐震化の現状と目標



図表 2-17 住宅総戸数の将来推計



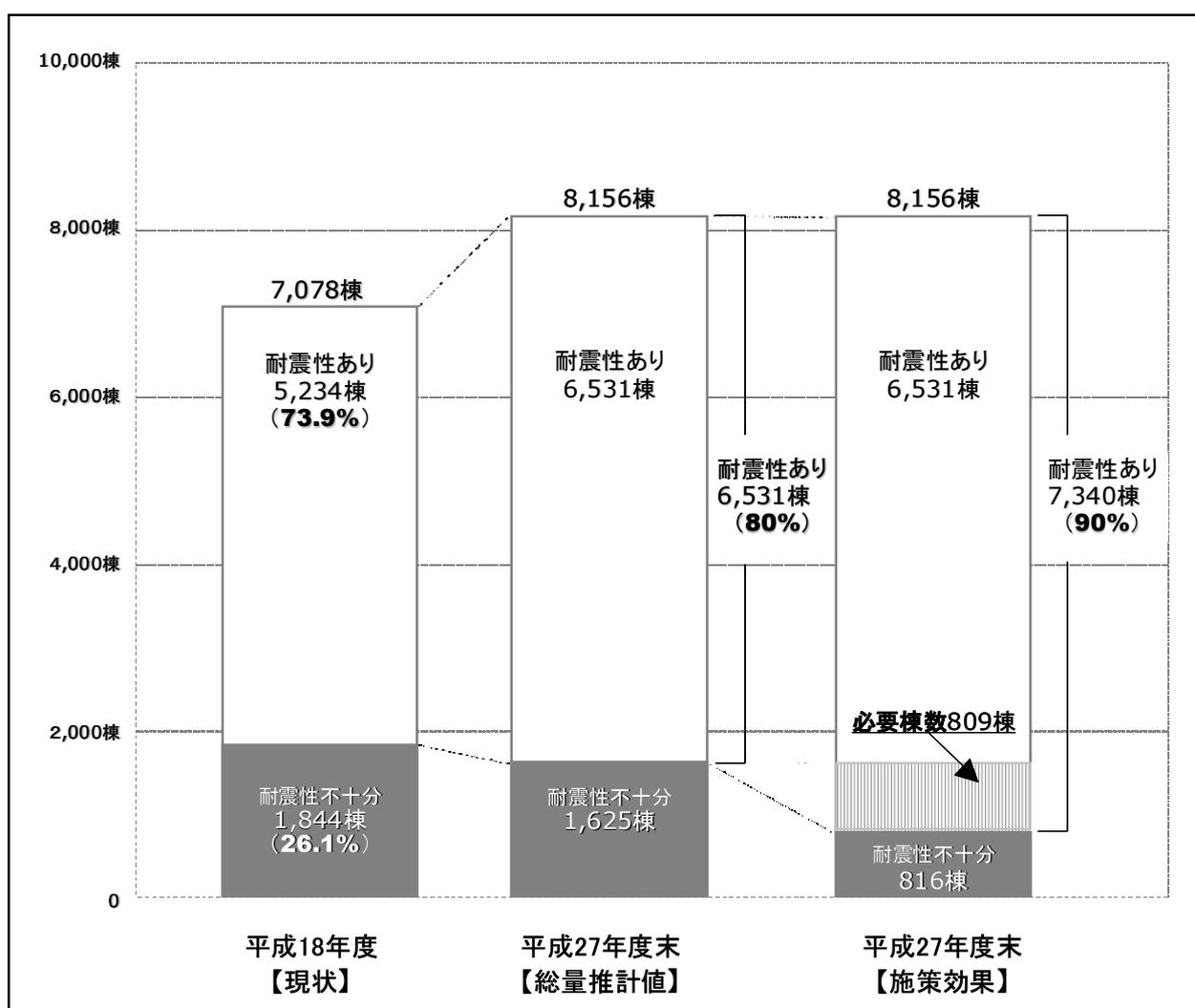
- ※1 住宅総数とは、居住世帯のある住宅を示しており、空家等は除いている。
- ※2 平成 19 年度当初から平成 27 年度末までの9年間で換算。
- ※3 内訳については、昭和 55 年以前のそれぞれの住宅数をもとに推計。(図表2-6参照)
- ※4 平成 15 年住宅・土地統計調査(第 17 表)における耐震改修実績 3,400 戸(平成 11 年 1 月以降、平成 15 年 9 月末までの 4 年 9 ヶ月(4.75 年)分)を基に推計。なお、この件数には、耐震診断を行い改修した住宅だけでなく、耐震性向上のため、壁の新設・補強、筋かいの設置、基礎の補強、金具による補強を行ったものや、屋根ふき材を重い瓦から金属板などに交換し、建物を軽量化したものも含まれている。
- ※5 平成 15 年度央とは、平成 15 年 10 月 1 日を指す。
- ※6 将来の新築住宅戸数は、滅失戸数と世帯数の動向をもとに推計。
- ※7 将来の住宅滅失戸数は、住宅残存戸数の減少分として算出。

## (2) 特定建築物の耐震化の目標

地震による死者数および経済被害額を半減させるためには、減災効果の大きな特定建築物を優先して耐震化に取り組む必要があることから、多数の者が利用する特定建築物の耐震化率を、平成27年度末には90%とする目標を設定します。

このことから、耐震化率90%を確保するためには、図2-18のとおり特定建築物のうち、809棟の耐震改修が必要となり、図2-19に示すように、特定建築物を「災害時に重要な機能を果たす建築物」、「不特定多数の者が利用する建築物」、「特定多数の者が利用する建築物」等に分け、それぞれに公共・民間の区分毎の耐震化目標を設定しました。

図表2-18 特定建築物の耐震化の現状と耐震化目標の概要



図表 2-19 特定建築物の耐震化の現状と耐震化の目標

(平成 18 年 7 月末現在)(単位:棟、%)

特定建築物		現 状						10年後				
法	用途	昭和56年 5月以前 の建築物 ①	昭和56年 6月以降 の建築物 ②	建築物数 ③ (①+②)	①のうち 耐震性有 建築物数 ④	耐震性有 建築物数 ⑤ (②+④)	耐震化率 (%) (⑤/③)	①のうち 推計され る滅失建 築物数	平成27年 度末の推 計ストック 量	自然増減 による耐 震化率 (%)	耐震化率 の目標 (平成27 年度末) (%)	
法 第 6 条 第 1 号	災害時に 重要な機 能を果た す建築物	県庁、市役所、町役 場、警察署、消防署、 幼稚園、小・中学校、高 校、病院、診療所、老人 ホーム、老人福祉セン ター、体育館等	933	636	1,569	507	1,143	72.8	44	1,789	78.6	97.6
		公共	842	422	1,264	492	914	72.3	32	1,362	76.7	100.0
		民間	91	214	305	15	229	75.0	12	427	85.0	90.0
	不特定多 数の者が 利用する 建築物	百貨店、飲食店、ホテル ・旅館、映画館、遊技 場、美術館、博物館、 銀行等	225	318	543	18	336	61.8	57	570	73.7	82.0
		公共	30	37	67	8	45	67.1	0	75	70.7	95.0
		民間	195	281	476	10	291	61.1	57	495	74.1	80.0
	特定多数 の者が利 用する建 築物	賃貸住宅（共同住宅に 限る）寄宿舍、下宿、 事務所、工場等	693	2,282	2,975	92	2,374	79.7	112	3,537	86.2	90.2
		公共	49	101	150	9	110	73.3	2	174	78.2	95.0
		民間	644	2,181	2,825	83	2,264	80.1	110	3,363	86.6	90.0
	公営住宅	県営住宅、市町営住宅	91	128	219	80	208	94.9	0	242	95.4	96.6
		県営	34	35	69	34	69	100.0	0	76	100.0	100.0
		市町営	57	93	150	46	139	92.6	0	166	93.3	95.0
	小 計		1,942	3,364	5,306	697	4,061	76.5	213	6,138	79.7	91.6
		公共	1,012	688	1,700	589	1,277	75.1	34	1,853	77.1	98.0
		民間	930	2,676	3,606	108	2,784	77.2	179	4,285	80.8	88.8
同 2 号	危険物の貯蔵場又は 処理場の用途に供す る建築物	619	834	1,453	113	947	65.1	5	1,666	69.9	85.0	
	公共	0	0	0	0	0	-	0	0	0	-	
	民間	619	834	1,453	113	947	65.1	5	1,666	69.9	85.0	
同 3 号	地震によって倒壊し た場合においてその 敷地に接する道路の 通行を妨げ、多数の 者の円滑な避難を困 難とする恐れのある 建築物	105	214	319	12	226	70.8	1	352	73.9	85.5	
	公共	3	9	12	1	10	83.3	0	12	83.3	100.0	
	民間	102	205	307	11	216	70.3	1	340	73.5	85.0	
合 計		2,666	4,412	7,078	822	5,234	73.9	219	8,156	80.1	90.0	
	公共	1,015	697	1,712	590	1,287	75.1	34	1,865	79.0	98.0	
	民間	1,651	3,715	5,366	232	3,947	73.5	185	6,291	80.4	87.6	

注1 法第6条第1号の「①のうち耐震性有建築物数④」は、平成17年度報告調査および平成18年10月公共建築物アンケートの結果により、耐震診断状況把握建築物数(うち耐震性あり)の比率で、用途毎の全体の耐震化率を算出し推計した。

注2 「平成27年度末の推計ストック量」は、過去5年間のストックの増加数、および過去10年間の滅失数をもとに推計した。

注3 法第6条第2号の「①のうち耐震性有建築物数④」は、図表2-14における「その他の施設」の耐震診断実績を参考に推計した。

注4 法第6条第3号の「①のうち耐震性有建築物数④」は、第1号建築物全体の耐震実績を参考に推計した。

注5 この表は、平成18年度に特定建築物台帳を見直したことから、「昭和56年5月以前の建築物数①」は、図表2-14の対象建築物数から建替実施棟数および除却済み棟数を除いた数値を記載している。

### (3) 県等が所有する公共建築物の耐震化の目標

県では、平成15年度に今後10ヶ年で重点的に取り組む事業のアクションプログラム（実行計画）として「滋賀県地震防災プログラム」を策定し、特定建築物の有無を問わず耐震化に向け取り組んでいます。この中で、県有施設については、「防災上特に重要な施設」、「防災上重要な施設」を抽出し、「防災上特に重要な施設」から耐震化を進めています。

なお、このうち特定建築物については、上記プログラムを踏まえ、平成24年度末までに耐震化率を100%に達することを目標とします。

また、各市町が所有する公共建築物（庁舎、学校、病院、公民館および集会所等）についても、県に準じて目標設定するよう努めることとします。

図表2-20 県有施設の耐震化状況

施設区分	滋賀県地震防災プログラム（H15年度）より					耐震化率	
	全建築物 A (棟数)	S56以前の 建築物 B (棟数)	S57以降の 建築物 C (棟数)	B欄のうち 耐震化済D (棟数)	耐震化率 E=(C+D)/A (%)	H14年度末	H17年度末
防災上特に重要な施設	医療機関施設	15	3	12	2	93.3%	63.6%
	社会福祉施設	115	50	65	18	72.2%	
	学校関係施設	680	371	309	46	52.2%	
	利用の多い県民供用施設	81	28	53	4	70.4%	
	防災拠点施設	46	30	16	10	56.5%	
	小計	937	482	455	80	57.1%	
防災上重要な施設	その他の県民供用施設	21	13	8	0	38.1%	53.0%
	試験研究機関等	67	40	27	0	40.3%	
	その他庁舎等	215	77	138	4	66.0%	
	職員宿舍等	205	122	83	0	40.5%	
	小計	508	252	256	4	51.2%	
計	1,445	734	711	84	55.0%	59.9%	
公営住宅	249	195	54	183	95.2%	95.2%	
合計	1,694	929	765	267	60.9%	65.1%	

図表2-21 地震対策の現状および目標

区分	H14年度末	H17年度末 (現状)	H19年度末 (目標)	H24年度末 (目標)
防災上特に重要な県有施設の耐震化率	57.1%	<b>63.6%</b>	70.2%	<b>100.0%</b>
防災上重要な県有施設の耐震化率	51.2%	<b>53.0%</b>	53.0%	<b>65.0%</b>
公営住宅の耐震化率	95.2%	<b>95.2%</b>	96.8%	<b>100.0%</b>

【参考】国の施設については、関係法令等に基づき、平成27年度末には、災害応急対策活動に必要な主な国の施設（指定行政機関、病院、消防関係施設、および学校施設等）の耐震化率を100%、全体で少なくとも90%（面積率）に達することを目標とされています。

### 3 建築物の耐震診断および耐震改修の促進を図るための施策に関する事項

#### 3.1 耐震診断・耐震改修の促進に関する基本的な取組方針

**自らの努力を原則に、県・市町・自治会等が役割分担して多様な施策を展開します**

建築物の耐震化を促進するためには、まず、住宅・建築物の所有者等が、地域防災対策を自らの問題、地域の問題として意識を持って取り組むことが大切です。「自らの命や財産は自ら守る」ということが大原則であり、住宅・建築物の所有者等は、このことを十分に認識して、自らの努力のもと耐震化を進めることが重要です。こうした所有者等の取り組みをできる限り支援するため、県、市町、および地元自治会等は、図表3-1に示すとおり、それぞれが役割を担い、所有者にとって耐震診断および耐震改修を行いやすい環境の整備や負担軽減のための制度の構築など必要な施策を講じることとします。

なお、特に①古い木造住宅等の密集地域②地域の防災拠点地区（官庁街等）③被害の発生しやすい地域（軟弱な地盤の地域、断層に近い地域等）については「重点的に耐震化すべき地域」とし、①災害時に重要な機能を果たす建築物（災害対策本部、災害拠点病院、避難所等）②生活の基盤となる建築物（住宅等）③多数の人々に利用される建築物（百貨店、ホテル等）④災害時に多大な被害につながる恐れがある建築物（危険物貯蔵施設等）⑤倒壊により緊急車両の通行や住民の避難の妨げとなる建築物（緊急輸送道路や生活道路沿いの建築物）については「重点的に耐震化すべき建築物」として促進を図っていきます。

さらに、上記機関は協働により耐震改修が促進されない要因となっている課題を解決していくことを基本的な取組方針とします。

図表 3-1 耐震診断・改修促進施策の実施機関と役割

施策	実施機関	実施する施策の内容
普及・啓発	県	<ul style="list-style-type: none"> <li>地震防災対策情報に関するテレビ番組の制作・放映による啓発</li> <li>パンフレットの設置</li> <li>広告等による啓発</li> <li>情報の提供（概算的平均的工事費用、被害想定、地震動予測等の地震関連情報等の提供）</li> <li>既存建築物の耐震相談窓口の開設</li> <li>防災関連機関との連携</li> </ul>
	県・特定行政庁の市	<ul style="list-style-type: none"> <li>建築物防災週間、既存建築物防災点検や特殊建築物の定期報告制度等の機会を利用した指導の実施</li> </ul>
	市町	<ul style="list-style-type: none"> <li>パンフレットの設置</li> <li>広報等による啓発</li> <li>情報の提供（地震防災マップ等）</li> <li>防災関連機関や地元自治会との連携</li> </ul>
	地元自治会	<ul style="list-style-type: none"> <li>各種情報の周知（パンフレットの配布等）</li> <li>広報等による啓発・周知</li> <li>地域の危険箇所の点検等地域防災対策の推進</li> </ul>
	建築関係団体	<ul style="list-style-type: none"> <li>パンフレットの設置</li> <li>既存建築物の耐震窓口の開設</li> </ul>
技術者の育成・登録 診断員の養成	県 建築関係団体 (財)滋賀県建築住宅センター	<ul style="list-style-type: none"> <li>木造住宅耐震診断員養成講習会の開催</li> <li>建築技術者講習会の開催</li> <li>木造住宅耐震・バリアフリー改修工事講習会の開催</li> <li>受講者の登録、県民への情報提供</li> </ul>
耐震診断	県	<ul style="list-style-type: none"> <li>市町木造住宅耐震診断員派遣事業への支援</li> <li>市町既存民間建築物耐震診断促進事業への支援</li> <li>事業手法に応じた診断法の検討（伝統構法等）</li> </ul>
	市町	<ul style="list-style-type: none"> <li>木造住宅耐震診断員派遣事業の実施</li> <li>既存民間建築物耐震診断促進事業の実施</li> </ul>
	(財)滋賀県建築住宅センター	<ul style="list-style-type: none"> <li>木造住宅耐震診断員派遣事業の受託</li> </ul>
耐震改修計画の認定	県・特定行政庁の市	<ul style="list-style-type: none"> <li>認定制度の普及</li> <li>耐震改修計画の認定</li> </ul>
	耐震改修検討委員会	<ul style="list-style-type: none"> <li>耐震改修計画の内容について検討</li> </ul>
耐震改修	県	<ul style="list-style-type: none"> <li>市町木造住宅耐震・バリアフリー改修事業への支援</li> <li>改修技術、工法等の検討</li> </ul>
	市町	<ul style="list-style-type: none"> <li>木造住宅耐震・バリアフリー改修事業の実施</li> </ul>
重点地区の 耐震性能の向上	県	<ul style="list-style-type: none"> <li>市町との協議、連携</li> </ul>
	県・特定行政庁の市	<ul style="list-style-type: none"> <li>指導、啓発</li> </ul>
	市町	<ul style="list-style-type: none"> <li>重点地区の選定</li> <li>重点地区の整備の検討、指導、啓発</li> </ul>
重要建築物の 耐震性能の向上	県	<ul style="list-style-type: none"> <li>県有建築物の耐震診断・改修の推進</li> </ul>
	県・特定行政庁の市	<ul style="list-style-type: none"> <li>啓発、指導、指示等</li> <li>公共建築物の台帳整備（進行管理）</li> <li>特定建築物の台帳整備（進行管理）</li> </ul>
	市町	<ul style="list-style-type: none"> <li>市町有建築物の耐震診断・改修の促進</li> <li>公共建築物の台帳整備（進行管理）</li> </ul>

### 3.2 耐震診断・耐震改修の促進を図るための支援策の概要

#### 住宅・建築物の所有者が耐震化を行いやすい環境整備・負担軽減の支援策を推進します

県民に対し既存建築物の耐震診断および耐震改修の普及・啓発に積極的に取り組むとともに、国の住宅・建築物耐震改修等事業補助金を活用しながら、既存建築物の耐震改修の促進を図ります。

また、耐震診断や耐震改修に対する融資制度や税の優遇措置、耐震改修促進法による建築基準法の特例措置といった支援策の周知を図っていきます。

図表 3-2 耐震診断・耐震改修に対する助成措置

事業名	対象		内容		補助	
	住宅	非住宅	診断	改修	国庫	その他
滋賀県木造住宅耐震診断員派遣事業	○		○		○	
滋賀県木造住宅耐震・バリアフリー改修事業	○			○	○	
滋賀県既存民間建築物耐震診断促進事業	○	○※1	○		○	○

※1 特定建築物を対象

#### (1) 滋賀県木造住宅耐震診断員派遣事業（無料耐震診断）の概要

県は市町と協力して、平成15年度から旧耐震基準で建築された在来木造住宅（昭和56年5月以前着工）の無料耐震診断事業である「滋賀県木造住宅耐震診断員派遣事業」を実施しており、平成17年度からは県内全ての市町で実施しています。

今後、さらに制度のPR、ならびに診断員に関する十分な情報提供を行い、制度活用への誘導を積極的に推進します。

図表 3-3 滋賀県木造住宅耐震診断員派遣事業の制度概要

（平成18年10月現在）

対象建築物	補助基本額	補助率
次のいずれにも該当する「木造住宅」 <ul style="list-style-type: none"> <li>・昭和56年5月31日以前に着工され、完成しているもの。</li> <li>・木造軸組工法で建築されているもの。</li> <li>・階数が2階以下かつ延床面積が300㎡以下。</li> <li>・併用住宅の場合、延床面積の過半以上が住宅の用途であること。</li> </ul>	30,000円/棟	国 1/2 県 1/4 市町 1/4 （事業主体は市町）

## (2) 滋賀県既存民間建築物耐震診断促進事業（滋賀県市町振興総合補助金）の概要

県は市町と協力して、平成12年9月1日から昭和56年5月以前に着工された特定建築物および住宅に対し、耐震診断補助を実施しています。

現在のところ、補助可能市町は9市町にとどまっていますが、今後、さらに制度のPRを行い、制度活用への誘導を積極的に推進します。

図表 3-4 滋賀県既存民間建築物耐震診断促進事業の制度概要（平成18年10月現在）

対象建築物	補助基本額	補助率
特定建築物 建築物の耐震改修の促進に関する法律 第2条に定める建築物	200万円/棟 (県補助限度額 50万円/棟)	県 1/4 市町 1/4
住宅 新耐震以前の建築物で、建築基準法第3条 第2項の規定を受ける建築物	20万円/戸 (県補助限度額 3.3万円/戸)	国 1/3 県 1/6 市町 1/6

注1 国の補助制度を踏まえた見直しを検討中。

## (3) 滋賀県木造住宅耐震・バリアフリー改修事業の概要

木造住宅の耐震改修を進めるため、バリアフリー改修と併せて補助を行い、所有者の経済的な負担を軽減し耐震改修を促進する事業です。

今後さらに実施市町を増やすとともに、制度活用への誘導を積極的に推進します。

図表 3-5 滋賀県木造住宅耐震・バリアフリー改修事業の制度概要（平成18年10月現在）

対象建築物	補助金額	補助率
次のいずれにも該当する「木造住宅」 ・耐震診断の結果、評点が0.7未満と判断されたもので、耐震改修により、評点を1.0以上にする工事であること。 (バリアフリー工事を併せて行うことも可能) ・木造住宅耐震・バリアフリー改修工事講習会修了者の名簿に登録された設計者・施工者によるものであること。	・100万円<対象工事費≤200万円 20万円 ・200万円<対象工事費≤300万円 30万円 ・300万円<対象工事費 50万円	県 1/2 市町 1/2  (一部は地域住宅 交付金を活用)

## (4) 滋賀県避難路沿道建築物耐震化促進事業

特に沿道の耐震化を進めるべき道路として、平成25年改正耐震改修促進法第5条第3項第2号の規定に基づき指定された道路にその敷地が接する通行障害既存耐震不適格建築物（耐震不明建築物であるものに限る。）の耐震診断とその結果の報告を義務付けています。その診断費用について本事業により助成し、沿道の建築物の耐震化の促進を図ります。

図表3-6 耐震診断・耐震改修に関する補助制度の実施状況

(平成18年10月現在)

番号	市町名	木造住宅		特定建築物	窓口部署
		無料耐震診断	耐震改修工事費の補助制度	耐震診断に係る補助制度	
1	大津市	○	○	○	建築指導課
2	彦根市	○	○		建築指導課
3	長浜市	○	○		建築指導課
4	近江八幡市	○	○	○	都市開発センター
5	草津市	○	○	○	建築住宅課・建築指導課
6	守山市	○	○	○	建築指導課
7	栗東市	○	○	○	都市計画課
8	甲賀市	○	○	○	都市計画課
9	野洲市	○	○		都市計画課
10	湖南市	○	○		都市計画課
11	高島市	○	○		都市計画課
12	東近江市	○	○	○	建築指導課
13	米原市	○	○		防災安全課
14	安土町	○	○		事業課
15	日野町	○	○	○	建設計画課
16	竜王町	○	○		建設水道課
17	愛荘町	○			建設課
18	豊郷町	○	○		建設課
19	甲良町	○	○	○	建設課
20	多賀町	○	○		企画課
21	虎姫町	○			環境整備第一課
22	湖北町	○	○		産業建設課
23	高月町	○			建設農政課
24	木之本町	○			地域整備課
25	余呉町	○	○		建設農林課
26	西浅井町	○			産業建設課
実施市町数		26	21	9	





#### (4) 耐震改修促進法による支援措置の概要

「耐震改修促進法」により、耐震改修計画の認定を受けた建築物について、以下の支援措置が講じられていることから、これらの周知を図ります。

##### 【建築基準法の特例】

- ・既存不適格建築物の制限の緩和

既存不適格建築物について、一定の基準に適合する場合、耐震改修工事後も既存不適格建築物として取り扱うことができます。

- ・耐火建築物に関する制限の緩和

耐震改修工事により、やむを得なく耐火建築物に関する規定に適合しなくなる場合、火災を早期覚知できる一定の措置が講じられれば、当該規定は適用されません。

- ・建築確認手続きの特例

計画の認定をもって建築確認とみなされ、建築基準法の手続きが簡素化されます。

### 3.3 安心して耐震改修を行うことができるようにするための環境整備

#### 耐震相談体制、および安心して依頼できる登録施工者の育成と情報提供を拡充します

##### (1) 事業者情報等の情報提供の拡充

リフォーム事業者・工務店は、県民が改修工事を行うときの最も身近な存在である一方、「悪質リフォーム」の問題があり、耐震改修が促進されない要因の一つとなっているとも考えられます。現在、これらの事業者に対する県民の不安を解消するために、市町の耐震診断等担当窓口において、耐震改修の登録設計者、登録施工者情報についての県民からの相談について対応していますが、今後も継続して行うとともに、市町が開設しているホームページに掲載するなど、身近に確認できるようにしていきます。

併せて、無料耐震診断の事業である「滋賀県木造住宅耐震診断員派遣事業」および「滋賀県木造住宅耐震・バリアフリー改修事業」について、県民へ広く周知します。

##### (2) 耐震改修設計者、施工者の登録状況、紹介体制について

木造住宅耐震・バリアフリー改修工事講習会修了者の登録名簿（設計者423社・施工者525社／平成18年8月31日現在）を、各市町の担当窓口、ならびに財団法人滋賀県建築住宅センターのホームページで公表しています。

### (3) 耐震診断、耐震改修技術者の講習会の開催

耐震診断、耐震改修技術者の講習会の開催状況および登録名簿の登録者数等は、次のとおりです。

図表 3-8 技術者講習会の開催状況および登録名簿の登録者数

年度	名称	実施回数	登録人数
15年度	木造住宅耐震診断員養成講習会	3回	522人登録
16年度	木造住宅耐震診断員養成講習会	3回	185人追加登録
	木造住宅耐震・バリアフリー改修工事講習会	3回	設計者161社、施工者161社を登録
17年度	木造住宅耐震診断員養成講習会	3回	138人追加登録
	木造住宅耐震・バリアフリー改修工事講習会	4回	設計者252社、施工者354社を追加登録

### (4) 情報提供のホームページ

滋賀県のホームページでは、耐震診断の申し込み状況、耐震改修セミナー、滋賀県木造住宅耐震診断員講習会、および滋賀県木造住宅耐震・バリアフリー改修工事講習会等の案内を行っています。

また、各市町の耐震診断申込書等の各種申請書類のホームページによる提供のほか、木造住宅の耐震補強工法等に関する新しい情報や、耐震改修実例の紹介をしています。

さらに、財団法人滋賀県建築住宅センターのホームページでは、診断員登録名簿、木造住宅耐震・バリアフリー改修工事講習会修了者の名簿（設計者、施工者）を公開しています。

■ 滋賀県ホームページ（地震対策情報） <http://www.pref.shiga.jp/c/jishin/jyutaku/>

■ （財）滋賀県建築住宅センター <http://www.zai-skj.or.jp/>

## 3.4 地震時の建築物の総合的な安全対策に関する事項

### ブロック塀の倒壊、非構造部材の落下防止等、総合的な安全対策を推進します

ブロック塀の倒壊防止対策、窓ガラス等の落下防止対策等については、建築確認申請時において指導する他、防災点検等における指導の徹底を行います。

また、メディア媒体を利用した耐震化促進に関する番組の放送や、市町の広報誌・パンフレットの作成と配布等による啓発活動を実施します。

さらに住宅は、地域の構成要素であり、住宅の耐震化が避難道路をその倒壊によってふさぐことから守る等、地域防災として捉え、自治会等の地域団体が主体となった取り組みや啓発を行います。

なお、具体的な方策については、下記の方針により取り組みを行っていきます。

### (1) ブロック塀等の安全対策

地震によって塀が倒れると、死傷者が出る恐れがあるばかりでなく、地震後の避難や救助・消火活動にも支障が生じる可能性があります。ブロック塀等の安全対策を行っていく必要があります。具体的な取り組みとして、県民向け防災パンフレット「できることから地震対策！！」等を通じて、ブロック塀、窓ガラス、ベランダ、屋根等、住宅の危険度の自己チェックと、点検や補強手法、簡易耐震診断方法に関する情報提供を行い、県民自身による地震に対する安全性チェックを通じた意識の向上を図っていきます。

また、ブロック塀の適正な施工については、これまでの防災パンフレット等による啓発に加え、適切な施工について施工者団体に要請していきます。

### (2) 窓ガラス、天井落下防止対策等について

市街地で人の通行が多い沿道に建つ建築物や避難路沿いにある建築物の窓ガラスの地震対策や外壁に使われているタイルや屋外広告物等の落下防止対策、また大規模空間を持つ建築物の天井崩落対策等について、建築物の所有者、管理者等に対し安全対策措置を講じるよう、啓発・指導を行っていきます。

### (3) エレベーターの地震防災対策

平成18年4月に社会資本整備審議会建築分科会から報告のあった「エレベーターの地震防災対策の推進について」における基本的な考え方を踏まえ、所有者、管理者等へ積極的に周知を図る必要があります。具体的には、建築基準法によるエレベーターの定期検査の機会を捉え、現行指針に適合しないエレベーターについて、

- ①エレベーターの耐震安全性の確保。
- ②地震時管制運転装置の設置。
- ③閉じこめが生じた場合に早期に救出できる体制整備。
- ④平時における地震時のエレベーターの運行方法等の情報提供や地震時の閉じ込めが生じた際におけるかご内や乗り場での適切な情報提供。

など、地震時のリスク等を建物所有者に周知し、安全性の確保に努めていきます。

また、平常時から乗り場やかご内における掲示、地域の防災訓練の活用等により、地震時のエレベーターの運行方法や閉じ込められた場合の対処方法などについて、改めてパンフレットにより利用者に周知します。

### (4) 家具の転倒防止対策

家具が転倒することにより負傷したり、避難や救助の妨げになることが考えられます。住宅内部での身近な地震対策として、家具の転倒防止に関するパンフレット等の配布により県民に周知するとともに、効果的な家具の固定方法の普及徹底を図っていきます。

### 3.5 地震発生時に通行を確保すべき道路に関する事項

#### 第1次・第2次緊急輸送道路沿道の耐震化を強力に推進します

地震発生時に通行を確保すべき道路<sup>※1</sup>は、「滋賀県緊急輸送道路ネットワーク計画書（平成25年2月策定滋賀県緊急輸送道路ネットワーク計画等策定協議会制定）」で定めた第1次、第2次緊急輸送道路、および市町の耐震改修促進計画で定めた緊急輸送道路、避難路、通学路等とします。

さらに、滋賀県緊急輸送道路ネットワーク計画書で定めた第1次、第2次緊急輸送道路は、「平成27年度までに沿道の建築物の耐震化を図ることが必要な道路」として指定し、沿道の耐震化を強力に推進します。

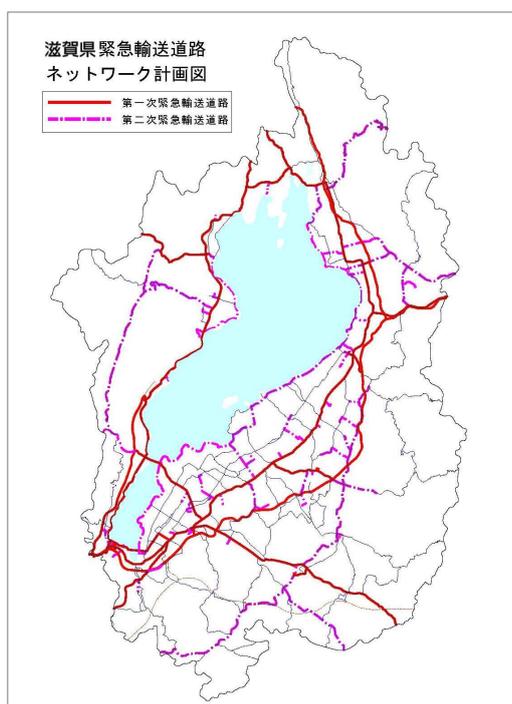
なお、県の道路部局が「滋賀県緊急輸送道路ネットワーク計画書」の見直しを行った場合は、見直しを行います。

また、特に沿道の耐震化を進めるべき道路として、平成25年改正耐震改修促進法第5条第3項第2号の規定に基づき次の道路を指定し、当該道路にその敷地が接する通行障害既存耐震不適格建築物（耐震不明建築物であるものに限る。）の耐震診断とその結果の報告を義務付けます。

指定道路	滋賀県緊急輸送道路ネットワークに定める第1次緊急輸送道路のうち、図表3-11に示す区間
耐震診断結果の報告期限	平成30年12月31日

※1 耐震改修促進法第5条第3項第1号

図表3-9 滋賀県緊急輸送道路ネットワーク



図表3-10 第1次、第2次緊急輸送道路  
1. 第1次緊急輸送道路

路線番号	種別	路線名	区間 (起点～終点)	延長 (km)	車線数	備考
国道	国	一般国道1号	甲賀市土山町山中 ～大津市横木一丁目	56.0	2-4	
	国	一般国道1号 (栗東水口道路 他)	湖南市朝国 ～栗東市六地藏	11.3	2	
	国	一般国道1号 (京滋BP)	草津市東草津四丁目 ～大津市神領四丁目	5.6	4	
	国	一般国道8号	長浜市西浅井町沓掛 ～栗東市手原	83.2	2	
	国	一般国道21号	米原市長久寺 ～米原市西円寺	12.3	2	
	国	一般国道161号	高島市マキノ町野口 ～大津市逢坂一丁目	62.8	2	
	国	一般国道161号 (西大津BP・湖西道路・ 志賀BP)	大津市北小松 ～大津市横木一丁目	34.9	2	
		一般国道 (指定区間内) 計	4路線 7区間	266.1		国土交通省管理
	国	一般国道303号	長浜市西浅井町塩津浜 ～高島市マキノ町野口	8.0	2	
	国	一般国道303号	高島市今津町弘川 ～高島市今津町杉山	13.6	2	
	国	一般国道306号	彦根市原町 ～彦根市外町	0.7	2	
	国	一般国道307号	甲賀市水口町水口 ～甲賀市水口町水口	2.6	2	
	国	一般国道421号	東近江市中小路町 ～近江八幡市友定町	9.6	2	
		一般国道 (指定区間外) 計	4路線 5区間	34.5		滋賀県管理
	高国	高国 名神高速道路	米原市長久寺 ～大津市追分町	83.2	4-6	
	高国	高国 北陸自動車道	長浜市余呉町椿坂 ～米原市三吉	36.3	4	
	高国	高国 新名神高速道路	甲賀市土山町山女原 ～草津市野路町	41.9	4	
	有国	一般国道1号(京滋BP)	大津市神領四丁目 ～大津市石山外畑町	8.7	4	
		有料道路 (指定区間外) 計	4路線 4区間	170.1		高速道路株式会社 管理
	国	一般国道477号	守山市洲本町 ～大津市真野普門二丁目	8.4	2-4	琵琶湖大橋
		有料道路(滋賀県道路公社 管理区間) 計	1路線 1区間	8.4		公社管理
主要地方道 11	主	守山栗東線	守山市洲本町 ～栗東市出庭	5.9	2	琵琶湖大橋
18	主	大津草津線	草津市矢橋町 ～大津市丸の内町	4.5	4	近江大橋
42	主	草津守山線	草津市矢橋町 ～草津市木川町	1.6	4	近江大橋
		有料道路(滋賀県道路公社 管理区間) 計	3路線 3区間	12.0		公社管理
主要地方道 18	主	大津草津線	大津市丸の内町 ～大津市浜大津	3.2	4	
56	主	大津インター線	大津市松本本宮町 ～大津市本宮一丁目	0.9	2	

1. 第1次緊急輸送道路

路線番号	種別	路線名	区間 (起点～終点)	延長 (km)	車線数	備考
11	主	守山栗東線	栗東市出庭 ～栗東市辻	1.2	2	
24	主	甲賀上山線	甲賀市上山町頓宮 ～甲賀市甲賀町岩室	1.1	2	
6	主	彦根停車場線	彦根市旭町 ～彦根市旭町	0.2	2	
25	主	彦根近江八幡線	彦根市外町 ～彦根市大東町	0.6	2	
37	主	中山東上坂線	長浜市川崎町 ～長浜市山階町	1.0	4	
54	主	海津今津線	高島市今津町弘川 ～高島市今津町弘川	0.4	2	
		主要地方道 計	8路線 8区間	8.6		滋賀県管理
一般県道 103	二	大津停車場本宮線	大津市本宮一丁目 ～大津市京町四丁目	0.6	2	
558	二	高島大津線	大津市木戸 ～大津市今堅田二丁目	9.2	2	
141	二	山田草津線	草津市木川町 ～草津市草津三丁目	1.9	2	
340	二	甲賀上山インター線	甲賀市甲賀町岩室 ～甲賀市甲賀町岩室	0.3	2	
535	二	泉水口線	甲賀市水口町水口 ～甲賀市水口町水口	0.3	2	
216	二	雨降野今在家八日市線	東近江市八日市緑町 ～東近江市八日市上之町	0.4	2	
517	二	彦根港彦根停車場線	彦根市元町 ～彦根市旭町	0.2	4	
291	二	今津停車場線	高島市今津町弘川 ～高島市今津町今津	0.4	2	
335	二	今津マキノ線	高島市今津町日置前 ～高島市マキノ町沢	3.6	2	
534	二	藪生日置前線	高島市今津町日置前 ～高島市今津町日置前	0.7	2	
		一般県道 計	10路線 10区間	17.6		滋賀県管理
市町道	市	彦根駅平田線	彦根市大東町 ～彦根市旭町	0.4	2	
	市	新町・貴生川幹線	甲賀市水口町水口 ～甲賀市水口町水口	0.1	2	
	市	北浜寅丸線	高島市今津町今津 ～高島市今津町今津	0.5	2	
	市	緑町線	東近江市八日市上之町 ～東近江市八日市東本町	0.6	2	
		市町道 計	4路線 4区間	1.6		市町管理
		第1次緊急輸送道路 計	35路線 42区間	518.9		

2. 第2次緊急輸送道路

路線番号	種別	路線名	区間 (起点～終点)	延長 (km)	車線数	備考
国道	国	一般国道303号	長浜市木之本町金居原 ～長浜市木之本町千田	17.7		
	国	一般国道306号	多賀町多賀 ～彦根市原町	5.4		
	国	一般国道307号	多賀町多賀 ～甲賀市水口町水口	33.0		
	国	一般国道307号	甲賀市水口町水口 ～甲賀市信楽町下朝宮	29.8		
	国	一般国道365号	長浜市小谷郡上町 ～米原市藤川	19.7		
	国	一般国道365号	長浜市余呉町中之郷 ～長浜市木之本町黒田	4.7		
	国	一般国道367号	大津市伊香立途中町 ～高島市今津町保坂	33.5		
	国	一般国道421号	東近江市山上町 ～東近江市中小路町	7.2		
	国	一般国道422号	大津市石山寺三丁目 ～大津市南郷一丁目	1.8		
	国	一般国道477号	大津市真野大野 ～大津市伊香立途中町	6.7		
	国	一般国道477号	日野町河原一丁目 ～日野町松尾	0.7		
	国	一般国道477号	竜王町小口 ～竜王町西横関	4.2		
		一般国道 (指定区間外) 計	8路線 12区間	164.4		滋賀県管理
主要地方道 2	主	大津草津線	草津市新浜町 ～草津市新浜町	0.7		
		有料道路(滋賀県道路公社 管理区間) 計	1路線 1区間	0.7		公社管理
主要地方道 2	主	大津能登川長浜線	大津市神領四丁目 ～草津市野路町	3.4		
7	主	大津停車場線	大津市浜大津一丁目 ～大津市浜大津一丁目	0.1		
47	主	伊香立浜大津線	大津市山上町 ～大津市御陵町	0.5		
2	主	大津能登川長浜線	守山市守山六丁目 ～守山市播磨田町	0.6		
2	主	大津能登川長浜線	栗東市小柿三丁目 ～栗東市中沢二丁目	0.7		
42	主	草津守山線	守山市播磨田町 ～草津市木川町	8.1		
42	主	草津守山線	草津市矢橋町 ～草津市矢橋町	0.6		
48	主	近江八幡守山線	野洲市西河原 ～野洲市西河原	0.2		
55	主	上砥山上鈎線	栗東市上鈎 ～栗東市手原二丁目	0.5		
4	主	草津伊賀線	甲賀市水口町牛飼 ～甲賀市甲賀町五反田	14.8		
24	主	甲賀土山線	甲賀市甲賀町大原市場 ～甲賀市甲賀町相模	0.2		
49	主	甲南阿山伊賀線	甲賀市甲南町杉谷 ～甲賀市甲南町杉谷	1.0		
2	主	大津能登川長浜線	東近江市能登川町 ～東近江市射光寺町	2.4		

2. 第2次緊急輸送道路

路線番号	種別	路線名	区間 (起点～終点)	延長 (km)	車線数	備考
13	主	彦根八日市甲西線	東近江市昭和町 ～東近江市川合町	3.8		
13	主	彦根八日市甲西線	東近江市西菩提寺町 ～東近江市小田苺町	1.4		
26	主	大津守山近江八幡線	近江八幡市長命寺町 ～近江八幡市大房町	3.0		
48	主	近江八幡守山線	近江八幡市鷹飼町 ～近江八幡市中小森町	1.6		
52	主	栗見八日市線	東近江市鉢光寺町 ～東近江市鉢光寺町	0.2		
25	主	彦根近江八幡線	彦根市長曾根町 ～近江八幡市長命寺町	23.2		
2	主	大津能登川長浜線	彦根市長曾根町 ～長浜市高田町	14.3		
13	主	彦根八日市甲西線	愛荘町東出 ～愛荘町安孫子	0.9		
25	主	彦根近江八幡線	彦根市大東町 ～彦根市京町三丁目	0.2		
19	主	山東一色線	米原市野一色 ～米原市一色	6.7		
37	主	中山東上坂線	長浜市八幡中山町 ～長浜市川崎町	1.2		
37	主	中山東上坂線	長浜市山階町 ～長浜市東上坂町	3.6		
44	主	木之本長浜線	長浜市木之本町大音 ～長浜市湖北町尾上	7.1		
23	主	小浜朽木高島線	高島市朽木市場 ～高島市安曇川町五番領	12.8		
38	主	太田安井川線	高島市新旭町北畑 ～高島市新旭町北畑	1.0		
		主要地方道 計	18路線 28区間	114.1		滋賀県管理
一般県道 108	二	南郷桐生草津線	大津市南郷一丁目 ～大津市黒津四丁目	0.2		
307	二	北小松大物線	大津市南小松 ～大津市南小松	0.1		
142	二	草津停車場線	栗東市小柿 ～草津市澁川一丁目	0.7		
151	二	守山中主線	野洲市市三宅 ～野洲市西河原	2.2		
155	二	木部野洲線	野洲市市三宅 ～野洲市小篠原	2.3		
324	二	希望が丘文化公園北線	野洲市辻町 ～野洲市小篠原	1.7		
342	二	草津田上インター線	草津市野路町 ～草津市野路町	0.2		
559	二	近江八幡大津線	近江八幡市南津田町 ～草津市新浜町	30.7		
113	二	石部草津線	湖南市石部北一丁目 ～湖南市石部中央一丁目	0.6		
124	二	甲南停車場線	甲賀市甲南町野田 ～甲賀市甲南町野田	0.3		
132	二	甲南阿山線	甲賀市甲南町杉谷 ～甲賀市甲南町杉谷	0.6		
337	二	柑子塩野線	甲賀市甲南町杉谷 ～甲賀市甲南町新治	1.4		

2. 第2次緊急輸送道路

路線番号	種別	路線名	区間 (起点～終点)	延長 (km)	車線数	備考
341	一	信楽インター線	甲賀市信楽町黄瀬 ～甲賀市信楽町黄瀬	0.1		
343	一	甲南インター線	甲賀市甲南町新治 ～甲賀市甲南町杉谷	2.6		
549	一	大野名坂線	甲賀市水口町東名坂 ～甲賀市水口町本綾野	0.5		
176	一	桜川西竜王線	東近江市桜川西町 ～東近江市市子川原町	0.8		
201	一	安土西生来線	近江八幡市安土町小中 ～近江八幡市西生来町	0.9		
202	一	佐生五個荘線	東近江市五個荘金堂町 ～東近江市五個荘塚本町	0.2		
206	一	神郷彦根線	東近江市神郷町 ～東近江市神郷町	0.3		
213	一	湖東彦根線	東近江市南花沢町 ～東近江市西菩提寺町	2.8		
326	一	大房東横関線	近江八幡市大房町 ～近江八幡市東横関町	5.1		
502	一	近江八幡停車場線	近江八幡市鷹飼町 ～近江八幡市桜宮町	0.7		
553	一	今築瀬線	東近江市神郷町 ～東近江市五個荘築瀬町	1.7		
196	一	三津屋野口線	彦根市三津屋町 ～彦根市日夏町	0.9		
206	一	神郷彦根線	彦根市西今町 ～彦根市京町三丁目	2.8		
219	一	豊郷停車場線	豊郷町高野瀬 ～豊郷町八目	1.1		
220	一	松尾寺豊郷線	愛荘町松尾寺 ～愛荘町東出	2.8		
224	一	多賀高宮線	彦根市高宮町 ～彦根市高宮町	1.5		
227	一	敏満寺野口線	甲良町金屋 ～甲良町在土	1.3		
344	一	湖東三山インター線	愛荘町松尾寺 ～愛荘町松尾寺	0.3		
517	一	彦根港彦根停車場線	彦根市松原二丁目 ～彦根市元町	1.8		
518	一	彦根城線	彦根市古沢町 ～彦根市松原町	0.9		
518	一	彦根城線	彦根市佐和町 ～彦根市金亀町	0.4		
542	一	安食西八目線	豊郷町八目 ～豊郷町石畑	0.2		
234	一	朝妻筑摩近江線	米原市朝妻筑摩 ～米原市下多良一丁目	1.7		
244	一	大野木志賀谷長浜線	米原市志賀谷 ～米原市長岡	2.2		
248	一	天満一色線	米原市長岡 ～米原市一色	0.3		
251	一	祇園八幡中山線	長浜市祇園町 ～長浜市八幡中山町	2.1		
254	一	川道唐国線	長浜市錦織町 ～長浜市唐国町	0.7		
256	一	香花寺曾根線	長浜市落合町 ～長浜市落合町	0.2		

2. 第2次緊急輸送道路

路線番号	種別	路線名	区間 (起点～終点)	延長 (km)	車線数	備考
265	二	郷野湖北線	長浜市小谷郡上町 ～長浜市湖北町速水	2.2		
273	二	東野虎姫線	長浜市内保町 ～長浜市酢	5.4		
329	二	彦根米原線	米原市下多良一丁目 ～米原市米原	0.6		
331	二	湖北長浜線	長浜市湖北町尾上 ～長浜市公園町	12.0		
509	二	間田長浜線	長浜市八幡東町 ～長浜市高田町	1.2		
510	二	伊部近江線	米原市顔戸 ～米原市顔戸	0.4		
551	二	山東伊吹線	米原市高番 ～米原市春照	1.0		
513	二	葛籠尾崎大浦線	長浜市西浅井町大浦 ～長浜市西浅井町大浦	0.3		
557	二	西浅井マキノ線	長浜市西浅井町大浦 ～長浜市西浅井町大浦	1.9		
287	二	小荒路牧野沢線	高島市マキノ町沢 ～高島市マキノ町沢	0.3		
296	二	畑勝野線	高島市高島町永田 ～高島市高島町勝野	1.1		
297	二	安曇川高島線	高島市安曇川町田中 ～高島市安曇川町田中	0.2		
303	二	北船木北畑線	高島市新旭町新庄 ～高島市新旭町太田	0.8		
304	二	北船木勝野線	高島市安曇川町北舟木 ～高島市高島町勝野	7.1		
305	二	南船木西万木線	高島市安曇川町西万木 ～高島市安曇川町青柳	0.4		
333	二	安曇川今津線	高島市今津町今津 ～高島市安曇川町北舟木	9.4		
		一般県道 計	54路線 56区間	122.2		滋賀県管理
市町道	市	幹1033	大津市長等一丁目 ～大津市京町三丁目	0.5		
	市	中3517	大津市長等一丁目 ～大津市長等一丁目	0.1		
	市	中3401	大津市京町三丁目 ～大津市京町三丁目	0.2		
	市	幹1037	大津市浜町 ～大津市末広町	0.7		
	市	幹1042	大津市松本二丁目 ～大津市松本一丁目	0.3		
	市	幹1045	大津市竜が丘 ～大津市鶴の里	1.2		
	市	中4013	大津市におの浜四丁目 ～大津市におの浜四丁目	0.3		
	市	幹1031	大津市茶が崎 ～大津市錦織一丁目	1.5		
	市	幹1033	大津市皇子が丘三丁目 ～大津市尾花川	0.1		
	市	幹2128	大津市尾花川 ～大津市山上町	0.3		
	市	幹2134	大津市石山寺三丁目 ～大津市石山寺三丁目	0.5		

2. 第2次緊急輸送道路

路線番号	種別	路線名	区間 (起点～終点)	延長 (km)	車線数	備考
	市	幹1016	大津市本堅田五丁目 ～大津市堅田二丁目	0.1		
	市	北2326	大津市堅田二丁目 ～大津市堅田二丁目	0.2		
	市	幹1112	大津市南小松 ～大津市南小松	0.2		
	市	幹1114	大津市南小松 ～大津市南小松	0.7		
	市	中3303	大津市浜大津一丁目 ～大津市浜大津一丁目	0.1		
	市	幹1036	大津市浜大津一丁目 ～大津市浜大津一丁目	0.1		
	市	金亀町3号線	彦根市金亀町 ～彦根市金亀町	0.5		
	市	高宮多賀線	彦根市高宮町 ～彦根市高宮町	0.5		
	市	高宮町七軒町・桃線	彦根市高宮町 ～彦根市高宮町	0.3		
	市	八坂西今線	彦根市八坂町 ～彦根市八坂町	0.4		
	市	高田神照線	長浜市高田町 ～長浜市宮前町	0.3		
	市	錦織湖岸線	長浜市錦織町 ～長浜市下八木町	2.8		
	市	黒橋八木線	近江八幡市出町 ～近江八幡市八木町	1.8		
	市	近江八幡駅千僧供線	近江八幡市千僧供町 ～近江八幡市鷹飼町	1.5		
	市	大路4号線	草津市大路二丁目 ～草津市大路二丁目	0.1		
	市	草津駅下笠線	草津市野村六丁目 ～草津市西大路町	0.7		
	市	医科大学東線	草津市笠山七丁目 ～草津市笠山七丁目	0.5		
	市	南笠東8号線	草津市笠山七丁目 ～草津市笠山七丁目	0.3		
	市	勝部吉身線	守山市吉身六丁目 ～守山市梅田町	0.8		
	市	下ノ郷吉身線	守山市守山町四丁目 ～守山市吉身二丁目	0.2		
	市	元町杉江線	守山市三宅町 ～守山市金森町	0.2		
	市	手原駅新屋敷線	栗東市手原二丁目 ～栗東市安養寺一丁目	0.4		
	市	松尾・山幹線	甲賀市水口町松尾 ～甲賀市水口町松尾	0.4		
	市	新町・貴生川幹線	甲賀市水口町水口 ～甲賀市水口町水口	0.1		
	市	新町・貴生川幹線	甲賀市水口町水口 ～甲賀市水口町水口	0.1		
	市	乙窪比留田線	野洲市西河原 ～野洲市西河原	0.3		
	市	野洲中央線	野洲市小篠原 ～野洲市小篠原	0.6		
	市	高川野畑線	高島市新旭町北畑 ～高島市新旭町北畑	0.8		

2. 第2次緊急輸送道路

路線番号	種別	路線名	区間 (起点～終点)	延長 (km)	車線数	備考
	市	北浜寅丸線	高島市今津町今津 ～高島市今津町今津	0.3		
	市	新庄木津線	高島市新旭町新庄 ～高島市新旭町北畑	0.5		
	市	3・4・4青柳・五番領線	高島市安曇川町西万木 ～高島市安曇川町田中	1.7		
	市	西万木・五番領線	高島市安曇川町五番領 ～高島市安曇川町西万木	0.8		
	市	打下永田線	高島市高島町永田 ～高島市高島町城山台二丁目	1.4		
	市	高島駅前線	高島市高島町城山台二丁目 ～高島市高島町勝野	0.2		
	市	近江高島駅東線	高島市高島町勝野 ～高島市高島町勝野	0.1		
	市	今津駅前線	高島市今津町中沼二丁目 ～高島市今津町今津	0.1		
	市	湖岸線	高島市今津町今津 ～高島市今津町今津	0.2		
	市	北町屋金堂線	東近江市五個荘金堂町 ～東近江市五個荘北町屋町	0.9		
	市	桜川西赤坂線	東近江市川合町 ～東近江市桜川西町	1.6		
	市	妹市ヶ原線	東近江市妹町 ～東近江市妹町	0.4		
	市	八日市芝原線	東近江市八日市野々宮町 ～東近江市東今崎町	0.8		
	市	きぬがさ街道線	東近江市きぬがさ町 ～東近江市五個荘川並町	1.9		
	市	塚本石馬寺線	東近江市五個荘川並町 ～東近江市五個荘塚本町	0.8		
	市	小田苺・御幸橋線	東近江市小田苺町 ～東近江市小田苺町	0.8		
	市	小八木愛知野蚊野外線	愛荘町蚊野外 ～東近江市小田苺町	0.1		
	町	小口八重谷線	竜王町薬師 ～竜王町小口	2.0		
	町	東西線	竜王町小口 ～竜王町小口	0.4		
	町	西通り線	竜王町小口 ～竜王町小口	0.5		
	町	愛知川・栗田線	愛荘町愛知川 ～愛荘町市	0.8		
	町	上蚊野・島川線	愛荘町上蚊野 ～愛荘町蚊野外	0.8		
		市町道 計	59路線 61区間	37.8		市町管理
		第2次緊急輸送道路 計	140路線 158区間	439.2		

図表3-11耐震改修促進法第5条第3項第2号の規定に基づき指定する道路（沿道建築物の耐震診断を義務化する区間）

指定道路（路線名）	区分	路線種別	区間(起点)	区間（終点）	延長(km)	車線数	管理者
一般国道1号	第1次	一般国道	瀬田川大橋西詰	本宮二丁目西交差点	4.8	2	国土交通省
一般国道161号	第1次	一般国道	琵琶湖大橋交差点	仰木口交差点	2.0	2	国土交通省
一般国道161号	第1次	一般国道	自衛隊北交差点	柳が崎交差点	1.3	3	国土交通省
一般国道161号	第1次	一般国道	大津港口交差点	逢坂一丁目交差点	1.5	2	国土交通省
一般国道477号	第1次	一般国道	琵琶湖大橋交差点	新宿橋交差点	0.5	2	滋賀県
大津草津線	第1次	主要地方道	大津港口交差点	近江大橋西詰交差点	3.3	4	滋賀県
大津停車場本宮線	第1次	一般県道	県庁前交差点	本宮二丁目西交差点	0.6	2-4	滋賀県
高島大津線	第1次	一般県道	真野五丁目交差点	琵琶湖大橋交差点	0.4	2	滋賀県
彦根港彦根停車場線	第1次	一般県道	県湖東合同庁舎	旭町西交差点	0.2	2	滋賀県
彦根停車場線	第1次	主要地方道	旭町西交差点	JR彦根駅前交差点	0.2	4	滋賀県
彦根駅平田線	第1次	彦根市道	JR彦根駅前交差点	大東町南交差点	0.4	4	彦根市

### 3.6 特定優良賃貸住宅の空家の活用に関する事項

#### 特定優良賃貸住宅の空家を耐震改修工事中の仮住居として積極的に提供します

##### (1) 特定優良賃貸住宅の活用の考え方

個人住宅や共同住宅、長屋等において、耐震改修工事の実施にあたっては、その工事の規模によっては、仮住居への移転が必要となる場合も想定されます。

よって、特定優良賃貸住宅の空家状況を把握し、県は認定建築物<sup>※1</sup>である住宅の耐震改修の実施に伴い仮住居を必要とする特定入居者に対して、その空家の積極的な活用を行います。

※1 耐震改修促進法第10条による

##### (2) 特例に関する事項の対象住宅<sup>※1</sup>

仮住居として提供できる特定優良賃貸住宅は、滋賀県特定優良賃貸住宅制度要綱による入居者<sup>※2</sup>の確保できない期間が3ヶ月以上となった住宅で、知事の承認を受けたものとします。

なお、仮入居として提供できる期間は、2年を限度とします。

※1 耐震改修促進法第5条第3項第2号、同法第13条第1項

※2 滋賀県特定優良賃貸住宅制度要綱第9条、第10条および滋賀県優良賃貸住宅供給計画の認定基準第5条

### 3.7 独立行政法人都市再生機構による耐震診断・改修に関する事項

#### 区分所有による共同住宅等については、都市再生機構でも耐震診断・改修が実施できます

耐震改修促進法第5条第3項第3号に基づき、独立行政法人都市再生機構は、建築物の耐震改修を促進するため、耐震改修促進法および独立行政法人都市再生機構法（平成15年法律第100号）ならびに建築物の耐震診断および耐震改修の促進を図るための基本的な方針（平成18年国土交通省告示第184号）に基づき、委託により、滋賀県内において耐震診断および耐震改修を実施できるものとします。

なお、その実施にあたっては、区分所有による共同住宅等は、合意形成に多くの労力と時間を要するなど耐震診断および耐震改修を実施することが困難な場合が多く、特に支援することが必要であることを踏まえ、原則として、区分所有による共同住宅等を対象とします。

### 3.8 県住宅供給公社による耐震診断・改修に関する事項

#### 県住宅供給公社が持つ経験やノウハウを活用します

耐震改修促進法第5条第3項第3号に基づき、県住宅供給公社は、地方住宅供給公社法第21条に規定する業務のほか、同公社が持つ経験やノウハウを活かし、委託により滋賀県内において耐震診断および耐震改修を実施できるものとします。

なお、その実施にあたっては、住宅ならびに市街地において自ら、または委託により行った住宅の建設と一体として建設した商店、事務所等の用途に供する建築物、および集合住宅の存する団地の居住者の利便に供する建築物を対象とします。

### 3.9 地震に伴う崖崩れ等による建築物の被害の軽減対策

#### 崖崩れ等による建築物および宅地の減災対策を推進します

地震に伴う崖崩れ等による建築物の被害を軽減するため、砂防設備、急傾斜地崩壊防止施設についても、砂防課と連携して整備を推進します。

事業実施にあたっては、がけ地近接等危険住宅移転事業、住宅宅地基盤特定治水施設等整備事業等の活用が考えられます。

また、宅地造成地に関する被害（盛土の崩壊、埋立地の液状化等）についても、減災対策を実施する必要性の高い区域を抽出し、その後の対策につなげていく必要があります。

具体的には「宅地ハザードマップ」の整備に向けた、地震時における大規模盛土造成地の変動予測調査を行うこと等について検討します。

## 4 建築物の地震に対する安全性の向上に関する啓発および知識の普及に関する事項

### 4.1 地震ハザードマップの作成・公表

#### 建物所有者の意識啓発のため、地震防災マップの作成を推進します

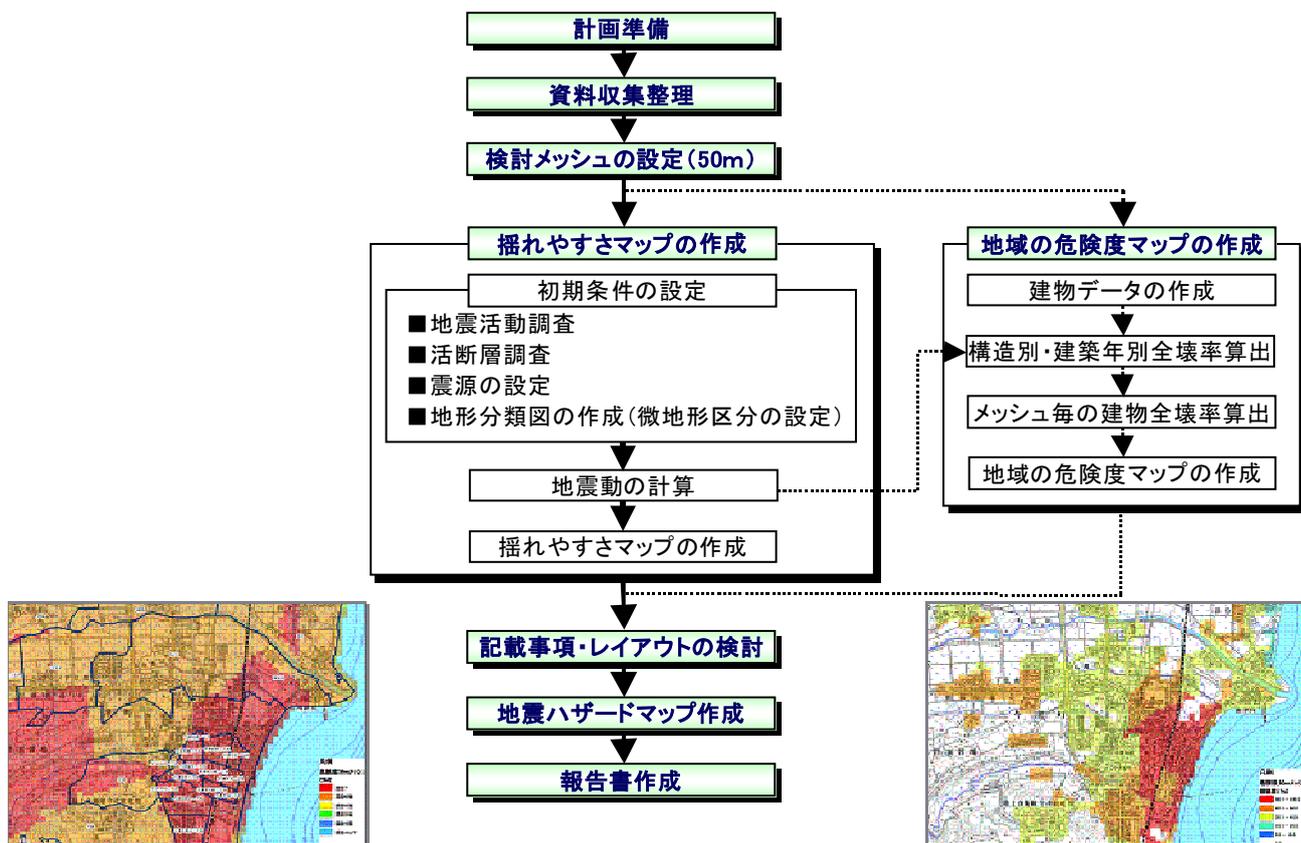
地震被害を緩和するためには、住宅・建築物の耐震化によるハード面での対策を着実に進めるとともに、災害情報の伝達体制や避難誘導體制の充実、ハザードマップの利用・浸透や過去の災害事例の紹介等による、住民の防災意識の啓発等、ソフト面での対策を推進することが重要です。

地震ハザードマップ（以下「地震防災マップ」という。）は、地震被害の発生見通しと、避難方法等に関する情報を、住民にわかりやすく事前に提供することによって、平常時からの防災意識の向上と、住宅・建築物の耐震化を促進する効果が期待されます。

県は、平成20年度末までに全ての市町による地震防災マップの作成・公表が行われるよう支援するため、平成18年度中に「（仮称）滋賀県地震防災マップ作成マニュアル」を作成し、市町にその作成と公表を助言します。

作成にあたっては、国の住宅・建築物耐震改修等事業制度等を活用し、「揺れやすさマップ」ならびに「地域の危険度マップ」を作成します。

図表4-1 作成の流れ



## 4.2 相談体制の整備および情報提供の充実

### 全市町に設けた相談窓口を通じて、十分な情報提供と制度活用への誘導を推進します

現在、県内の全市町には、既に耐震診断等の相談窓口が設けられています。今後は、各市町との連携を基に、これらの窓口を通じて、「木造住宅耐震診断員派遣制度」「滋賀県木造住宅耐震・バリアフリー改修事業」等に関する具体的な支援方策について十分な情報提供と制度活用への誘導を推進します。また、県が実施している住宅相談や市町の窓口を活用した相談体制の充実方策について検討します。

## 4.3 パンフレット・セミナー等県民への啓発の推進

### パンフレット・セミナー・講習会等、各施策と連携した啓発・知識の普及を推進します

県と市町は連携して、建築物の所有者に対して建築物の地震に対する安全性の向上に関する啓発、および知識の普及を積極的に推進します。具体的には、耐震診断・改修に関する事業の推進に資するためのパンフレットの作成や県民への配布等を行います。特に市町は、耐震診断を受けていない建築主へのパンフレットの配布を通して、耐震診断・耐震改修の実施を促す等、耐震化に向けた施策を強力に進めます。

また、建築物の所有者向けのセミナーや講習会を開催し、啓発および知識の普及の推進に努めます。

現在、湖国すまい・まちづくり推進協議会が開催している県民向け住宅セミナーや、新聞等のメディアを活用した啓発事業等により、住宅の耐震診断・耐震改修に関する情報発信を積極的に進めるとともに、県が実施している県民を対象とした住宅相談において、県民からのすまいの安全性等に関する疑問点に応じます。

また、市町、各種建築関係団体、NPO関係団体と連携し、県民からの相談に応じます。

その他、下記のような各施策と連携し、普及・啓発に努めます。

#### ① 防災点検・パトロール

春、秋、2回行っている防災点検や定期報告のない建築物のパトロール等の機会を通じて、地震防災対策の推進について、所有者、管理者等へ啓発、指導を行います。

#### ② 住宅月間

毎年10月は「住宅月間」として、住宅に関し広く普及・啓発を行っていますが、今後この中で、県民に対する地震防災対策に関する情報提供を拡充していきます。

### ③ 防災訓練

毎年9月1日を中心に、各市町において防災訓練が実施されているところであり、このような機会に、建築物の地震防災対策に対する意識高揚に努めます。

### ④ 定期報告制度の活用

建築基準法第12条に基づく定期報告結果により、地震防災対策を積極的に行っていくよう、特殊建築物の所有者、管理者等へ啓発、指導を行います。

### ⑤ 各種調査

既存建築物における地震対策等の調査(窓ガラスの地震対策等)を通じて、所有者、管理者等に対し、地震対策の改善指導を継続して行います。

## 4.4 耐震診断・耐震改修技術者の育成・登録の推進

### 耐震診断員の新規登録の促進、リフォーム事業者と連携した施策等を展開します

現在、県、市町が実施している無料木造住宅耐震診断員派遣制度に基づく耐震診断員の新規登録の促進や、耐震診断員の技術向上に向けた講習会等を開催する等、建築技術者の知識の向上を図ります。

また、現在実施している「滋賀県木造住宅耐震・バリアフリー改修事業」により、講習を受けて登録された設計者や施工者の名前の公表や、市町の相談窓口における登録者名簿の閲覧等を通じて、県民に身近な技術者の紹介や情報提供について、一層進めます。

さらに、住宅のリフォーム、バリアフリーリフォーム等の機会を捉えて、住まいを快適にするだけでなく、同時に耐震改修することにより耐震性を確保するといった合理的な住宅改修のメリットを知ってもらうための事例等の情報提供について、リフォーム事業者と連携した施策を展開します。

## 4.5 自治会等との連携

### 自治会等との連携施策を支援します

地震防災対策は、住宅・建築物の所有者等が自らの問題・地域の問題として意識を持って取り組むことが大切です。

このことから、市町は自治会等と連携した防災活動を実施するなど、地域住民の意識高揚に努めるものとし、県は、その市町の取り組みを支援します。

また、県は、市町、各種関係団体による調整会議を必要に応じて開催し、相互の情報共有を図ることとします。

## 4.6 減災教育による人材育成

### 学校での減災教育を積極的に支援します

県内の小学校では、総合学習の時間を活用した減災教育に取り組んでいるところもあります。

また、県内の工業高校では、建築科の授業の一環として地域にある建築物の耐震診断を取り入れたところもあり、減災を担う人材育成の新しい試みとして注目されています。

今後も県は、減災意識の高揚と減災行動の気運をさらに盛り上げ、地震に強い地域づくり、人づくりを推進するために、減災教育の講師派遣等、積極的な支援を行います。

## 5 建築基準法による勧告または命令等についての所管行政庁<sup>※1</sup>との連携に関する事項

### 5.1 耐震改修促進法による指導等の実施

#### 優先的に耐震化を図る建築物に対する耐震化の指導を強化します

所管行政庁は、地域内の全ての特定建築物の状況を調査し、特定建築物の所有者に対して耐震改修促進法に基づく指導・助言<sup>※2</sup>を実施するよう努めます。

また、指導・助言に従わない場合、または指示対象建築物<sup>※3</sup>等については、必要に応じ指示を行います。なお、指示を受けた所有者が正当な理由がなく、その指示に従わなかった場合には、公表を行う等所要の措置を講じます。

所管行政庁が優先的に指導等を行うべき建築物の選定については、災害時に重要な機能を果たす建築物、不特定多数の者が利用する建築物、耐震診断結果が著しく低い建築物等の基準により行います。

なお、公表<sup>※4</sup>の方法については公報、報道発表、ホームページの活用等により行います。

法により指導および助言、指示、公表の対象となる建築物は下記に示すとおりです。

図表5-1 法による指導等の対象建築物

指導及び助言	指示	指導権限を持つ 所管行政庁	公表
特定建築物 階数3以上かつ1,000㎡以上等 (法第6条、法第7条第1項) (図表5-2 参照)	特定建築物 階数3以上かつ2,000㎡以上等 (法第7条第2項) (図表5-2 参照)	特定行政庁 滋賀県、大津市、彦根市、長浜市、近江八幡市、東近江市、草津市、守山市	指示を受けた所有者が、正当な理由がなく、その指示に従わなかった特定建築物

※1 滋賀県における所管行政庁は、建築基準法による特定行政庁を指す。

※2 耐震改修促進法第7条

※3 耐震改修促進法第7条第2項

※4 耐震改修促進法第7条第3項

#### (1) 耐震診断または耐震改修の指導および助言の方法

「指導」および「助言」は、法第7条第1項に基づく特定建築物を対象とし、既存建築物の耐震診断、耐震改修の必要性を説明して、耐震診断等の実施を促し、その実施に関し相談に応ずる方法で行います。また、特に耐震診断等の必要な地域の住民に対しては、地域を対象とした説明会を通して行うこともあります。

## (2) 耐震診断または耐震改修の指示の方法

「指示」は、下記の建築物について、指導および助言のみでは耐震診断、耐震改修を実施しない場合において、その実施を促し、さらに協力が得られない場合には、具体的に実施すべき事項を明確にした指示書を交付する等の方法で行います。

### ① 耐震診断を指示する建築物

法第7条第2項に基づく建築物

(図表5-2の「法第7条第2項の指示対象建築物」欄を参照)

### ② 耐震改修を指示する建築物

「① 耐震診断を指示する建築物」のうち、ランク2、3の建築物（ランクについては、図表5-4各ランクの建築物の耐震性能を参照）

## (3) 耐震診断または耐震改修の指示に従わないときの公表の方法

「公表」は、下記の建築物について、「正当な理由」がなく、耐震診断または耐震改修の「指示」に従わないときに行います。

なお、特定建築物の所有者が指示を受けて直ちに指示の内容を実施しない場合であっても、耐震診断や耐震改修の実施計画を策定し、計画的な判断、改修が確実に行われる見込みがある場合などについては、その計画等を考慮し、公表するか否かの判断をします。

「公表の方法」については、法に基づく公表であることを明確にするとともに、県民に広く周知するため、県および市町の公報やホームページへの掲載、各地域振興局や各市町の掲示板への掲載などにより行います。

### ① 耐震診断の指示に従わないために公表する建築物

- ・昭和46年に改正された建築基準法の構造基準を満足していない建築物
- ・所管行政庁の長が特に必要と認めた建築物

### ② 耐震改修の指示に従わないために公表する建築物

- ・ランク2、3の①災害時に重要な機能を果たす建築物
- ・ランク3の②不特定多数の者が利用する建築物と③危険物の貯蔵場または処理場の用途に供する建築物

## 5.2 建築基準法による勧告または命令等の実施

### 耐震改修の指示に従わない場合は、基準による勧告および命令を行います

建築基準法第10条では、建築基準法第6条第1項第1号に掲げる建築物または階数が5以上で延べ面積が1,000㎡を超える建築物について、損傷、腐食その他の劣化が進み、そのまま放置すれば著しく保安上危険となると認める場合において、保安上必要な措置をとることを勧告、場合によっては命令することができるとしています。

県では、耐震改修の指示に従わないために公表した建築物で、建築基準法第6条第1項第1号に掲げる建築物または階数が5以上で延べ面積が1,000㎡を超えるもののうち、震度5強程度の地震で倒壊する恐れのある耐震性能ランク3の建築物に対して、建築基準法第10条に基づき耐震改修を勧告し、従わない場合は命令を行う等の措置を行います。

## 5.3 耐震改修を促進するための連携

### 指導等を行う建築物の選定・公表のあり方等は、各所管行政庁と連携して実施します

所管行政庁が優先的に指導等を行うべき建築物の選定および実施の手順、公表のあり方等について、各所管行政庁と連携して行います。また、建築基準法の勧告、命令制度についても、その実施にあたって、明確な根拠が必要となることから各所管行政庁と連携して行います。

図表5-2 特定建築物の一覧表

法	政令第2条第2項	用途	法第6条の所有者の努力義務 および法第7条第1項の 「指導・助言」対象建築物	法第7条第2項の 「指示」対象建築物
法第6条第1号	第1号	幼稚園、保育所	階数2以上かつ500㎡以上	階数2以上かつ750㎡以上
	第2号	小学校等 小学校、中学校、中等教育学校の前期課程、盲学校、聾学校若しくは養護学校	階数2以上かつ1,000㎡以上 *屋内運動場の面積を含む	階数2以上かつ1,500㎡以上 *屋内運動場の面積を含む
		老人ホーム、老人短期入所施設、身体障害者福祉ホームその他これらに類するもの	階数2以上かつ1,000㎡以上	階数2以上かつ2,000㎡以上
		老人福祉センター、児童厚生施設、身体障害者福祉センターその他これらに類するもの	階数2以上かつ1,000㎡以上	階数2以上かつ2,000㎡以上
	第3号	学校 第2号以外の学校	階数3以上かつ1,000㎡以上	
		ホーリング場、スケート場、水泳場その他これらに類する運動施設	階数3以上かつ1,000㎡以上	階数3以上かつ2,000㎡以上
		病院、診療所	階数3以上かつ1,000㎡以上	階数3以上かつ2,000㎡以上
		劇場、観覧場、映画館、演芸場	階数3以上かつ1,000㎡以上	階数3以上かつ2,000㎡以上
		集会場、公会堂	階数3以上かつ1,000㎡以上	階数3以上かつ2,000㎡以上
		展示場	階数3以上かつ1,000㎡以上	階数3以上かつ2,000㎡以上
		卸売市場	階数3以上かつ1,000㎡以上	
		百貨店、マーケットその他の物品販売業を営む店舗	階数3以上かつ1,000㎡以上	階数3以上かつ2,000㎡以上
		ホテル、旅館	階数3以上かつ1,000㎡以上	階数3以上かつ2,000㎡以上
		賃貸住宅（共同住宅に限る）、寄宿舎、下宿	階数3以上かつ1,000㎡以上	
		事務所	階数3以上かつ1,000㎡以上	
		博物館、美術館、図書館	階数3以上かつ1,000㎡以上	階数3以上かつ2,000㎡以上
		遊技場	階数3以上かつ1,000㎡以上	階数3以上かつ2,000㎡以上
		公衆浴場	階数3以上かつ1,000㎡以上	階数3以上かつ2,000㎡以上
		飲食店、キャバレー、料理店、ナイトクラブ、ダンスホールその他これらに類するもの	階数3以上かつ1,000㎡以上	階数3以上かつ2,000㎡以上
		理髪店、質屋、貸衣装屋、銀行その他これらに類するサービス業を営む店舗	階数3以上かつ1,000㎡以上	階数3以上かつ2,000㎡以上
		工場（危険物の貯蔵場または処理場の用途に供する建築物を除く）	階数3以上かつ1,000㎡以上	
		車両の停車場または船舶若しくは航空機の発着場を構成する建築物で旅客の乗降または待合の用に供するもの	階数3以上かつ1,000㎡以上	階数3以上かつ2,000㎡以上
		自動車庫庫その他の自動車または自転車の停留、または駐車のための施設	階数3以上かつ1,000㎡以上	階数3以上かつ2,000㎡以上
	郵便局、保健所、税務署その他これらに類する公益上必要な建築物	階数3以上かつ1,000㎡以上	階数3以上かつ2,000㎡以上	
	第4号	体育館（一般公共の用に供されるもの）	階数1以上かつ1,000㎡以上	階数1以上かつ2,000㎡以上
	法第6条第2号	危険物の貯蔵場または処理場の用途に供する建築物	政令で定める数量以上の危険物を貯蔵、処理する全ての建築物	500㎡以上
	法第6条第3号	地震によって倒壊した場合においてその敷地に接する道路の通行を妨げ、多数の者の円滑な避難を困難とするおそれがあり、その敷地が都道府県耐震改修促進計画に記載された道路に接する建築物	全ての建築物	

図表 5-3 法第7条第2項の特定建築物等の指示等を行う建築物の選定

法	用途	指示する建築物	公表する建築物 (指示したものに限る)	建築基準法に基づき勧告・命令する建築物 (原則、公表したものに限る)					
法第7条第2項の特定建築物	①災害時に重要な機能を果たす建築物	ア 災害応急対策全般の企画立案、調整等を行う施設	県庁、市役所、町役場、消防署、警察署、郵便局、保健所、税務署その他これらに類する公益上必要な建築物	昭和46年以前の建築物	-				
		イ 住民の避難所等として使用される施設	小・中学校、盲学校、聾学校若しくは養護学校等	法第7条第2項の特定建築物		所管行政庁の長が特に必要と認めた建築物			
			集会場・公民館・体育館						
			幼稚園、保育所など						
		ウ 救急医療等を行う施設	病院、診療所	改修		・ランク2・3の建築物	ランク2・3の建築物	ランク3の建築物	
		エ 災害時要援護者を保護、入所している施設	老人ホーム、老人短期入所施設、児童厚生施設、身体障害者福祉ホーム等						
	オ 交通の拠点となる施設	車両の停車場または船舶の発着場を構成する建築物で旅客の乗降または待合の用に供するもの							
	②不特定多数の者が利用する建築物	百貨店、マーケットその他物品販売業を営む店舗	法第7条第2項の特定建築物		昭和46年以前の建築物				所管行政庁の長が特に必要と認めた建築物
		ホテル・旅館							
		劇場、観覧場、映画館、演芸場							
		博物館、美術館、図書館							
		展示場							
		飲食店、キャバレー、料理店、ナイトクラブ等							
理髪店、質屋、貸衣装屋、銀行等									
③危険物の貯蔵場または処理場の用途に供する建築物	遊技場	改修	・ランク2・3の建築物	ランク3の建築物	ランク3の建築物				
	ボーリング場、スケート場、水泳場等								
	公衆浴場								
	自動車車庫または自転車の停留または駐車のための施設								
③危険物の貯蔵場または処理場の用途に供する建築物	-								

図表 5-4 各ランクの建築物の耐震性能

	耐震性能		基準
ランク1	所要の耐震安全性が確保されているが、防災拠点としての機能確保が困難	震度6強程度の地震で倒壊は免れる	Isが0.6以上、0.75未満かつ、qが1.0以上、1.25未満
ランク2	地震の震動および衝撃に対して倒壊し、または崩壊する危険性がある。	震度6強程度の地震で倒壊するおそれ	ランク3以外で、Isが0.6未満の場合、またはqが1.0未満の場合
ランク3	地震の震動および衝撃に対して倒壊し、または崩壊する危険性が高い。	震度5強程度の地震で倒壊するおそれ	Isが0.3未満の場合またはqが0.5未満

注1 Is: 耐震診断で算出する構造耐震指標。建物の耐震性能をあらわす数値。0.6 以上は震度6強程度まで安全と判断されるが、震度7の場合は0.75~0.9程度必要となる。

注2 q: 必要な保有水平耐力に対する保有水平耐力の比率。

注3 耐震性能の震度表記は、現行建築基準法の保有水平耐力の検討が、300~400gal(震度6強)であること、構造耐震指標 Is=0.6 は現行建築基準法とほぼ同等であることから、一般に分かり易い震度表記とした。

## 6 その他建築物の耐震診断および耐震改修の促進に関し必要な事項

### 6.1 市町が定める耐震改修促進計画に定める事項

#### 全ての市町が「市町耐震改修促進計画」を定められるよう支援します

県は、可能な限り早期に、全ての市町が耐震改修促進法第5条第7項に基づく「市町耐震改修促進計画」を定められるよう、必要な情報提供、助言、技術支援を行います。

市町が定める耐震改修促進計画に定める事項については、耐震改修促進法、同法政省令、平成18年1月25日付け国土交通省告示第184号「建築物の耐震診断および耐震改修の促進を図るための基本的な方針」、および本計画の内容を反映しつつ、地域の状況を踏まえ、詳細な地震防災マップの作成および公表、優先的に耐震化に着手すべき建築物や重点的に耐震化すべき区域の設定、地域住民等との連携による啓発活動等について、各市町における地域固有の状況を配慮して作成します。

上記以外の事項として、市町において地震被害が考えられる断層帯の位置や、想定される地震の規模、被害の状況、市町内にある建築物の耐震化の現状、公共建築物を含んだ全ての建築物の耐震改修等の目標設定、地震発生時に通行を確保すべき道路の指定状況、市町における耐震診断および耐震改修の促進を図るための施策や、建築物の地震に対する安全性の向上に関する啓発、および知識の普及施策等の記載が考えられます。

#### 【市町耐震改修促進計画の策定項目(例)】

1. 基本方針
2. 建築物の耐震診断および耐震改修の実施に関する目標
  - 2-1 想定される地震の規模、想定される被害の状況
  - 2-2 耐震化の現状
  - 2-3 耐震改修等の目標の設定
  - 2-4 公共建築物の耐震化の目標
3. 建築物の耐震診断および耐震改修の促進を図るための施策に関する事項
  - 3-1 耐震診断・改修に関する基本的な取組み方針
  - 3-2 耐震診断・改修の促進を図るための支援策の概要
  - 3-3 安心して耐震改修を行うことができるようにするための環境整備
  - 3-4 地震時の建築物の総合的な安全対策に関する事業の概要
  - 3-5 地震発生時に通行を確保すべき道路に関する事項
  - 3-6 重点的に耐震化すべき区域の設定
  - 3-7 優先的に耐震化に着手すべき建築物の設定
4. 建築物の地震に対する安全性の向上に関する啓発および知識の普及に関する事項
  - 4-1 地震ハザードマップの作成・公表
  - 4-2 相談体制の整備および情報提供の充実
  - 4-3 パンフレットの作成・配布、セミナー・講習会の開催
  - 4-4 リフォームにあわせた耐震改修の誘導
  - 4-5 自治会等との連携
5. その他建築物の耐震診断および耐震改修の促進に関し必要な事項

## 6.2 その他耐震改修を促進するための事項

### 中間検査・完了検査の徹底、耐震改修済み表示制度の創設について検討します

#### (1) 新たに建築される建物の耐震化

新たに建築される住宅・建築物については、良質な建築物を確保する観点から、適切に建築されるよう、建築基準法に基づく中間検査や完了検査の徹底を図ります。

#### (2) 耐震診断済みおよび耐震改修済み表示制度の創設

特に民間建築物で、不特定多数の方々が利用する建築物の耐震化を促進するため、耐震診断の結果、安全が確認された建築物や耐震改修を行った建築物について、安全であることを表示する制度の創設を検討します。

## 参 考 资 料

## 用語解説集

### 【あ行】

#### ○I s 値

I s 値とは『構造耐震指標』と呼ばれる、耐震診断で判断の基準となる値です。  
一般的なI s 値の目安は以下の通りです。（旧建設省告示）

I s 値 0.3 未満……………破壊する危険性が高い

I s 値 0.3 以上 0.6 未満……………破壊する危険性がある

I s 値 0.6 以上……………破壊する危険性が低い

### 【か行】

#### ○活断層

最近の地質時代（第四紀：約200万年前から現在）に繰り返し動き、将来も活動することが推定される断層です。

注1 「新編日本の活断層」（活断層研究会編、1991年）による

#### ○既存不適格建築物

建築した時には建築基準法などの法律に適合していたのに、その後の法律や条例の改正、新しい都市計画の施行などによって、改正後の法律等に適合しなくなってしまった建築物。違反建築物ではありませんが、一定規模以上の建て替えや増改築をする場合は改正後の法律等に合わせなければなりません。

#### ○緊急輸送道路

災害時の拠点施設を連結する道路であり、災害時における多数の者の円滑な避難、救急・消防活動の実施、避難者への緊急物資の輸送等の観点から重要な道路のことです。

#### ○建築物の耐震改修の促進に関する法律（耐震改修促進法）

阪神・淡路大震災の教訓をもとに平成7年12月25日に「建築物の耐震改修の促進に関する法律（耐震改修促進法）」が施行され、新耐震基準を満たさない建築物について積極的に耐震診断や改修を進めることとされました。さらに、平成17年11月7日に改正耐震改修促進法が公布され、平成18年1月26日に施行されました。大規模地震に備えて学校や病院などの建築物や住宅の耐震診断・改修を早急に進めるため、数値目標を盛り込んだ計画の作成が都道府県に義務付けられました。

## ○減災

災害による人命、財産ならびに社会的・経済的混乱を減らすための試み。減災のためには、地震、台風、集中豪雨などの災害について、被害想定やハザードマップなどを活用して正しく理解すること、災害に備えることで、私たち自身、あるいは地域自体が持っている災害に対処できる能力（地域の防災力）を高めることが大切です。

## 【さ行】

### ○在来木造住宅

柱と梁を主とし、筋交いや構造用合板等で構造的な壁をつくる一般的な木造工法です。

### ○市町耐震改修促進計画

都道府県耐震改修促進計画を受けて、各市町の区域内の建築物の耐震診断及び耐震改修の促進を図るための計画です。

### ○滋賀県地域防災計画

滋賀県域における災害に対処し、県民の生命、身体及び財産を保護するため、滋賀県が災害対策基本法に基づき策定している計画です。防災に関し、県、市町、指定地方行政機関、指定公共機関、指定地方公共機関等が処理すべき事務又は業務の大綱等を定めています。

### ○所管行政庁

耐震改修促進法第2条第3項に定められているもので、滋賀県における所管行政庁は、建築基準法による特定行政庁を指します。

### ○地震発生確率

国の地震調査研究推進本部・地震調査委員会が、過去のデータから将来の地震発生確率を統計的に予測した確率値です。計算手法は、想定された地震が発生しない限り、発生確率の値が時間の経過とともに増加する手法が用いられており、評価基準日は平成19（2007）年1月1日の値です。

### ○住宅・土地統計調査

わが国の住宅に関するもっとも基礎的な統計調査です。住宅及び世帯の居住状況の実態を把握し、その現状と推移を、全国及び地域別に明らかにすることを目的に、総務省統計局が5年ごとに実施しています。

## ○ソフト面での対策（⇔ハード面での対策）

ソフト面での対策は、組織づくりや情報提供のしくみ作りなどによる工事を伴わない対策。一方、ハード面での対策は、住宅・建築物の建替えや耐震改修による工事を伴う耐震化対策です。効果的に耐震化を進めるために、ハード面での対策と並行して、ソフト面の対策を充実させる必要があります。

## 【た行】

### ○耐震診断

住宅や建築物が地震に対してどの程度被害を受けるかといった地震に対する強さ、地震に対する安全性を評価することです。

### ○耐震改修

現行の耐震基準に適合しない建築物の地震に対する安全性の向上を目的に、増築、改築、修繕若しくは模様替え、又は敷地の整備（擁壁の補強など）を行うことです。

### ○耐震改修促進法（建築物の耐震改修の促進に関する法律）再掲

阪神・淡路大震災の教訓をもとに平成7年12月25日に「建築物の耐震改修の促進に関する法律（耐震改修促進法）」が施行され、新耐震基準を満たさない建物について積極的に耐震診断や改修を進めることとされました。さらに、平成17年11月7日に改正耐震改修促進法が公布され、平成18年1月26日に施行されました。大規模地震に備えて学校や病院などの建築物や住宅の耐震診断・改修を早急に進めるため、数値目標を盛り込んだ計画の作成が都道府県に義務付けられました。

### ○耐震基準

宮城県沖地震（昭和53年M7.4）等の経験から、昭和56年6月に建築基準法の耐震基準が大幅に見直されて改正施行されました。この基準を「新耐震基準」と呼び、その後、数度の見直しが行われています。新耐震基準では、設計の目標として、大地震（関東大震災程度）に対しては建築物の構造上の主要な部分にひび割れ等の損傷が生じて、人命に危害を及ぼすような倒壊等の被害を生じないこととしています。

### ○中央防災会議

災害対策基本法に基づいて設置された内閣総理大臣を長とし、内閣府に事務局を置く会議です。

### ○伝統構法

昔の農家・町家などに用いられている日本の伝統的技術が生かされた構法です。

地域の気候・風土に適応してわが国の木造建築物の主要な構法として発展してきました。土壁が基本で、貫（ぬき）や差し鴨居（かもい）等が多く用いられています。

### ○東南海・南海地震

「東南海地震」とは、遠州灘西部から紀伊半島南端までの地域で発生する地震で、「南海地震」とは、紀伊半島から四国沖で起こる地震です。東南海・南海地震はこれまで過去に 100～150 年間隔で繰り返し発生しており、今世紀前半に発生する可能性が高いと予想されている巨大地震です。

### ○道路をふさぐ恐れがある住宅・建築物

地震時の倒壊により道路の通行を妨げ、多数の者の円滑な避難を困難とするおそれがある住宅・建築物です。耐震改修促進法の特定建築物として定められています。

### ○特定建築物

「建築物の耐震改修の促進に関する法律（耐震改修促進法）」で定められている学校・病院・ホテル・事務所等一定規模以上の多数の人々が利用する建築物、危険物の貯蔵場・処理場や、地震により倒壊し道路をふさぐ恐れがある建築物のうち、建築基準法の耐震関係規定に適合しない建築物です。

### ○特定優良賃貸住宅

「特定優良賃貸住宅の供給の促進に関する法律」に基づき、各自治体が民間事業者等に対して建設費や家賃の補助を行い、中堅所得者向けに供給する一定の基準を満たした良質な賃貸住宅のことです。

### ○特定入居者

耐震改修促進法第 10 条に規定する認定建築物である住宅の耐震改修の実施に伴い仮住居を必要とする方（特定優良賃貸住宅法第 3 条第 4 号に規定する資格を有する方を除く。）のことです。

## 【な行】

### ○ネットワーク

網目状に結ばれた組織などのことです。例えば道路ネットワーク、コンピューターネットワーク、全国的な放送局の組織網などがあります。

## 【は行】

### ○ハード面での対策（⇔ソフト面での対策）

ハード面での対策は、住宅・建築物の建替えや耐震改修による工事を伴う耐震

化対策。一方、ソフト面での対策は、組織づくりや情報提供のしくみ作りなどによる工事を伴わない対策です。効果的に耐震化を進めるために、ハード面での対策と並行して、ソフト面の対策を充実させる必要があります。

### ○ハザードマップ

災害予測図、危険範囲図、災害危険個所分布図ともいい、ある災害に対して危険なところを地図上に示したものです。地震ハザードマップ、洪水ハザードマップ、宅地ハザードマップ等、それぞれの災害の種類に応じて作成されています。通常は、危険度を色分け表示した地図に、避難所、病院等の情報をわかりやすく表現しています。

### ○バリアフリー

日常生活や社会生活を営む上での障害（バリア）をなくすことを言います。住宅においては、床の段差の解消、手すりの設置等があります。

### ○琵琶湖西岸断層帯地震

琵琶湖西岸断層帯は、高島市マキノ町から大津市に至る活断層で、長さ約 59km に渡ります。今後 30 年以内の地震発生確率は最大 9%とされており、全国的にみて発生確率が高い地震といえます。想定されている地震の規模は、阪神・淡路大震災を超えるマグニチュード 7.8 程度になります。

### 【滋賀県既存建築物耐震改修促進計画の位置づけ】

